

## 第3 事務事業

|         |     |
|---------|-----|
| 1 経理部   | 39  |
| 2 主計部   | 59  |
| 3 財産運用部 | 75  |
| 4 建築保全部 | 103 |



# 1 經 理 部

|                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 概 說         | 41 |
| (2) 契 約 事 務     | 41 |
| (3) 檢 収 事 務     | 49 |
| (4) 輸 送 業 務     | 53 |
| (5) 研 修 事 務     | 54 |
| (6) 安 全 衛 生 事 務 | 56 |



## (1) 概 説

経理部は、東京都（以下「都」という。）が行う売買、賃貸借、請負等の契約に係る事務を処理するための制度整備、手続の統一、調整など総括管理事務を行っているほか、一定金額以上の工事の請負、物品の買入れその他の契約の締結及びそれらの履行完了を確認するための検査を行っている。

また、所管庁有車の運行管理、本庁安全衛生委員会に関する事務など各局事務の総括的役割も担っている。局内においては、研修に関する事務をはじめ、局の庶務主管部として、他部に属さない事務を分掌するとともに、局内の連絡調整に当たっている。

## (2) 契 約 事 務

都では、一定金額以上の高額な契約については、契約事務の総括者である財務局長が、各局（所）長からの契約締結請求を受けて一元的に処理している。

また、一定金額未満の契約、緊急を要する契約、各局（所）の事務事業の特殊性を有する契約等については、各局（所）長が知事からの委任事務として処理することにより、契約事務の適正かつ円滑な処理を図っている（東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年東京都規則第130号））。

### ア 契約調整機能

財務局では、契約に係る諸制度面における整備及び改善並びに事務処理に係る指導及び調整を行っている。

また、公営企業局との連絡調整並びに国及び他の地方公共団体との情報交換を行うとともに、受注者側との意見交換の場を設けている。

さらに各局等に対し、工事契約、物品契約、検査等についての情報提供、相談、照会回答、助言、指導などを行い、契約事務が円滑に進むよう支援している。

近年、契約事務については、契約制度、発注予定等の情報の積極的な公表、不正行為を行った業者の契約からの排除など、適正な入札契約手続への要請が増す一方、総合評価方式の拡大等、契約形態が複雑化しており、契約調整機能の果たす役割は非常に大きくなっている。

### (ア) 工事請負に係る入札契約制度についての取組

近年、公共工事を取り巻く環境は、資材価格及び労務費の上昇、技術者及び技能労働者の不足などにより入札不調が増加するなど、厳しい状況が続いている。こうしたなか、都においては、入札参加者の増加や不調発生率の低下を図ることを目的に、以下のような入札に参加しやすい環境の整備に向けた一連の取組を進めてきた。

- ・ J V基準額及び等級別発注標準金額の改正（平成27年4月1日から）
- ・ 全体スライド条項の適用条件及び負担率の改正（平成27年4月1日から）

- ・ 総合評価方式の適用価格帯、評価項目等の見直し（平成28年4月1日以後に公告等を行う案件から）

- ・ 技術者配置準備期間の適用範囲の拡大（平成29年4月1日以後に公告等を行う案件から）

さらに、豊洲市場の建設工事など一部の工事案件で見られた応札者が1者かつ高落札率となる入札結果などを受け、より多くの入札参加者を確保し、また適正な競争環境が都民にも見える形となって入札の透明性が確保されるよう入札契約制度改革を実施した。本改革は、平成29年6月から1年間の試行を行い、その間に行われた東京都入札監視委員会による検証、知事による業界団体ヒアリング、都議会における議論などを踏まえて試行内容を一部見直したうえで、平成30年6月から本格実施として施行することとした。本格実施の内容は以下のとおりである。

- ・ 予定価格の事後公表（ただし、低価格帯は事前公表）
- ・ J V結成義務の撤廃（単体でも共同企業体でも参加できる混合入札の導入）
- ・ 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

(イ) 設計等委託における品質の確保・向上に向けた取組

都有施設を適切に整備するためには、工事の品質を高めることはもちろんのこと、工事に先立って実施する設計等委託（設計委託、測量委託及び地質調査委託）についても、その品質を高めることが重要である。このことから、より優良な企業の受託を促し、成果品質の確保・向上を図ることを目的として、平成31年4月より、設計等委託において総合評価方式及び予定価格の事後公表を導入することとした。

さらに、品質確保・向上はもとより将来の担い手確保・育成に資することを目的として、令和2年3月には最低制限価格制度の導入を決定した。同年10月には、財務局契約案件で試行を開始しており、令和3年度中を目途に各局等契約案件にも試行範囲を拡大していく。

(ウ) 施工時期等の平準化に向けた取組

施工時期等の平準化にかかる取組は、技術者や資機材の効率的な活用を促進するとともに、繁忙期の解消による長時間労働等の減少に伴って、技術者の労働環境が改善されるなど、建設業の働き方改革や生産性向上、中長期的な公共工事の担い手確保に資する重要な施策である。このため、工事については、年間における現場の稼働状況を平準化すること、また、設計等委託については、履行期限の年度末への集中を解消することに向けた取組を全庁的に実施している。

また、令和元年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律においては、施工時期等の平準化が発注者の責務として位置づけられたことも踏まえ、これまでのゼロ都債や工期12か月未満の工事での債務負担行為の活用に加え、繰越明許費の柔軟かつ効果的な活用に向け取組

を進めている。

令和3年度末時点での東京都全体の目標を設定し、庁内連絡会において、各局の課題や優良な取組事例を共有するなど、各局連携の上、平準化に係る取組を確実に推進していく。

(エ) 建物管理等業務委託における品質の確保・向上に向けた取組

建物管理等業務委託における総合評価方式は、平成21年度以降試行的に導入してきたが、平成28年4月には、業務委託について一層の品質の確保・向上を目的とし、総合評価方式の活用を全庁で推進していくため、「業務委託等総合評価方式事務処理要綱」及び「業務委託等の総合評価方式に係る適用方針」を策定した。また、情報システム開発に係る総合評価方式は、従前、別規定で運用していたが、平成30年11月、情報システム開発についても含めるよう規定整理を行い、「総合評価方式」活用の手引」を新たに作成した。

また、企画提案方式については、平成28年4月に、適用要件等のポイントをまとめた「企画提案方式の活用ガイドライン」を策定したが、手続のルールを明確にするため、留意事項や結果公表について規定した「企画提案方式」活用の手引」を、総合評価方式と同様、平成30年11月に作成した。

(オ) 印刷請負における品質の確保・向上に向けた取組（平成28年4月1日から）

中小企業が多い印刷産業においては、低価格入札が多く見受けられる中、印刷物の品質の低下、経営の圧迫や労働者へのしわ寄せが懸念されていた。

このことから、印刷請負契約においては品質確保、担い手の育成・確保を図るとともに、都の政策実現を目的として、最低制限価格制度や障害者優先調達に取り組んでいる。特に最低制限価格制度については、平成28年度から試行を実施しており、現在、試行を通じて制度設計に向けた検討等を行っている。

(カ) 電子調達の推進

「電子調達システム」については、平成13年3月策定の「電子都庁推進計画」及び「東京都電子調達システム導入基本計画」に基づき開発及び導入を行い、インターネットを介した入札手続・調達事務処理により、事業者や都民の負担軽減、入札プロセスの透明性・公正性の確保などを実現した。

平成22年9月、総務局IT中央管理部門により策定された「業務・情報システム最適化計画」において「実施中の個別最適化計画」に示されているとおり、財務局（交通局を含む。）、水道局及び下水道局の3局が個別に運用している電子調達システムの全庁統合による開発・運用コストの削減及び更なる利便性の向上を目的として、平成22年6月に次期東京都電子調達システム開発委託契約を総合評価方式一般競争入札により締結した。次期電子調達システムについては、平

成24年10月に資格審査機能の稼働を開始し、平成25年1月に全機能の稼働を開始した。

平成27年4月には、その前年度の最低制限価格漏えい事故を受け、再発防止のためのシステム改修（案件登録後から開札時まで最低制限価格を非表示とした。）を行い、入札契約手続の更なる公正性の向上を図った。また、更なる都民・事業者の利便性向上を目的として、平成30年4月からモバイル端末に対応した発注予定情報及び入札経過情報の検索・閲覧機能を新たに追加し、平成31年4月から建設工事等競争入札参加資格における再審査の電子申請を開始した。

#### イ 東京都公報特定調達公告版の発行

財務局では、平成8年1月から東京都公報特定調達公告版（以下「特定調達公告版」という。）を編集・発行している（東京都公報特定調達公告版発行規則（平成7年東京都規則第255号））。

特定調達公告版は、平成8年1月1日付けのWTO（世界貿易機関）における政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の発効及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の特例政令に当たる地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の施行により、特定調達契約について、入札公告等の公報掲載が義務付けられたことを受けて発行するものであり、都では、その専門性及び特殊性から、東京都公報から契約部分を独立させている。

特定調達公告版には、競争入札に参加する者に必要な資格の公示、特定調達契約に係る一般競争入札の公告、指名競争入札の公示、落札者等の公示及びその他契約に必要な事項を掲載している。このうち、特定調達契約に係る一般競争入札の公告及び指名競争入札の公示には、WTOの公用語の1つである英語による概要を掲載することとされており、その公告及び公示については入札期日の前日から起算して40日前までに、落札者等の公示については契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に行うこととされている。

また、特定調達公告版は、財務局長が必要があると認める日に発行し、庁内、関係官公署等への無償配布及び購読希望者への有償頒布を行っている（東京都公報特定調達公告版有償頒布規程（平成7年東京都告示第1361号））ほか、東京都電子調達システムにおいても情報提供を行っている。

#### ウ 東京都入札監視委員会

東京都入札監視委員会は、都が行う入札及び契約手続の公正性・透明性を確保するため、平成14年3月に設置したものであり、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する12名以内の委員で構成されている。所掌事項は、次のとおりである。

(ア) 都が行う公共工事に係る入札及び契約手続等の運用状況等の審議

(イ) 都の入札及び契約制度についての審議

(ウ) 都が行う公共工事の入札及び契約手続等に係る利害関係者からの苦情申立てについての調査検討及び審議

(エ) 都が行う特定調達契約の利害関係者からの苦情申立てについての調査検討及び審議

(オ) 都が行う指名停止等に係る利害関係者からの苦情申立てについての調査検討及び審議

(カ) 都が設置した談合情報検討委員会における談合情報処理の手続の妥当性等についての審査

なお、平成29年度より、入札契約制度改革の一環である調達手続や入札結果に関する事前・事後の検証強化のため、委員の増員、審議件数の増加、談合情報審議状況の審査の追加、情報公開の一層の推進等を実施している。

#### エ 東京都契約事務協議会

東京都契約事務協議会は、都における売買、請負その他の契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、昭和51年1月に設置したものであり、財務局経理部長を会長とし、知事部局、行政委員会及び公営企業局の契約関係課長等により構成されている。所掌事項は、次のとおりである。

(ア) 契約事務に関する調査及び研究

(イ) 契約事務に係る情報連絡

(ウ) 契約上事故を発生させた業者、契約の履行成績不良者等の措置

#### オ 東京都契約関係暴力団等対策連絡協議会

都が締結する売買、貸借、請負その他の契約に、暴力団等が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずることにより、適正な契約事務の執行を期することを目的として設置（昭和62年1月設置・平成22年10月名称変更及び対象範囲拡大）したものであり、財務局経理部長を会長とし、知事部局、行政委員会及び公営企業局の契約関係課長等により構成している。所掌事項は、次のとおりである。

(ア) 都の契約からの暴力団等の排除に係る警視庁組織犯罪対策部との連絡協議に関すること。

(イ) 都の契約からの暴力団等の排除に係る関係官公庁等との情報交換及び連絡調整に関すること。

(ウ) 排除措置、排除措置の解除及び継続に関すること。

(エ) 不当介入に対する措置に関すること。

#### カ 東京都一般競争入札参加資格確認委員会等

財務局においては、契約の適正な履行の確保を図るとともに、競争による経済性を発揮させるため、資格確認及び指名に当たり、経営及び信用の状況並びに契約履行成績などにより事業者の適格性を判定している。競争入札の制度は、入札参加を希望する事業者を広く公募する一般競争入札とともに、事業者を公募した上で工事請負契約については原則10者を、物品買入れ等の契約について

は原則5者以上を指名して入札させる希望制指名競争入札を中心として制度を運用している。この運用上最も重要なことは、厳正かつ公平に優良な事業者の資格を確認し、指名することである。

このことから、財務局では東京都一般競争入札参加資格確認委員会及び指名業者選定委員会を設置し、①予定価格3億5,000万円以上の建築工事、②2億5,000万円以上の土木工事及び船舶の製造等、③4,000万円以上の設備工事、④知事が別に定める工事の請負契約に関し、事業者の適格性の判定及び選定について調査審議を行っている。

また、①予定価格800万円以上の物品の買入れ等の契約、②1,000万円以上の委託契約、③2,000万円以上の物品の借入れ契約に関しては、物品買入れ等指名業者選定委員会を設置し、事業者の選定を行っている。

その他、特命随意契約及び設計等委託契約の適正な履行を図るため、指名業者選定委員会に準じた各種委員会を設置し、契約の相手方としてふさわしい事業者の選定を行っている。

キ 契約実績

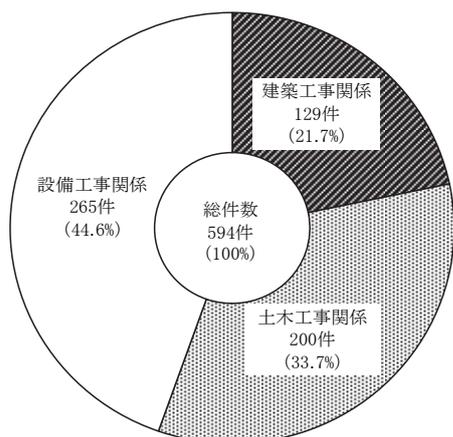
財務局における令和2年度契約実績及び過去5年間の契約実績は、第1表、第1図及び第2図のとおりである。

第1表 令和2年度 契約実績

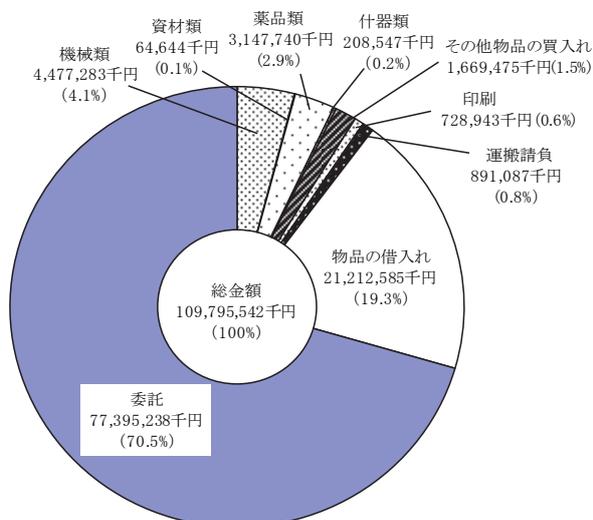
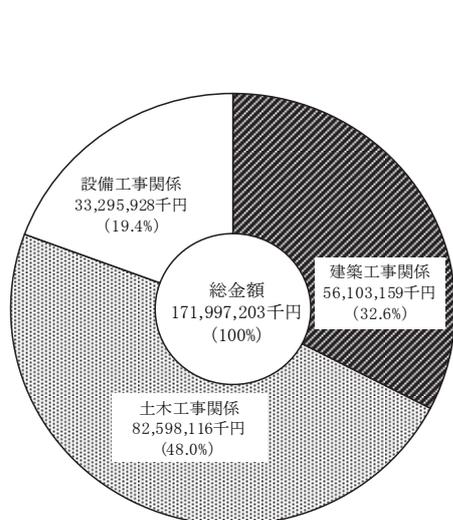
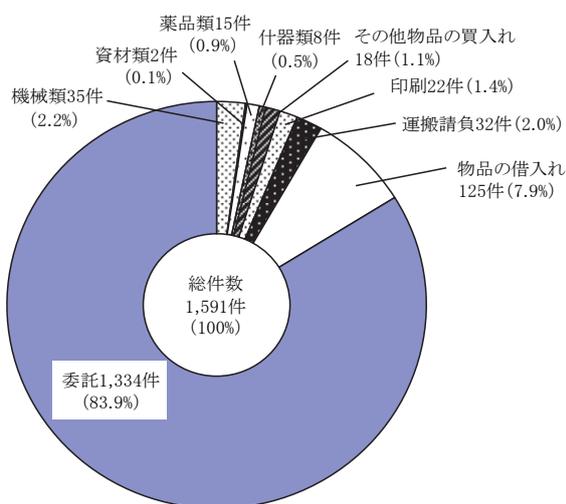
| 区分    | 件数    | 金額            |
|-------|-------|---------------|
| 契約第一課 | 594件  | 171,997,203千円 |
| 契約第二課 | 1,591 | 109,795,542   |
| 計     | 2,185 | 281,792,845   |

第1図 令和2年度 契約実績の内訳

1 契約第一課

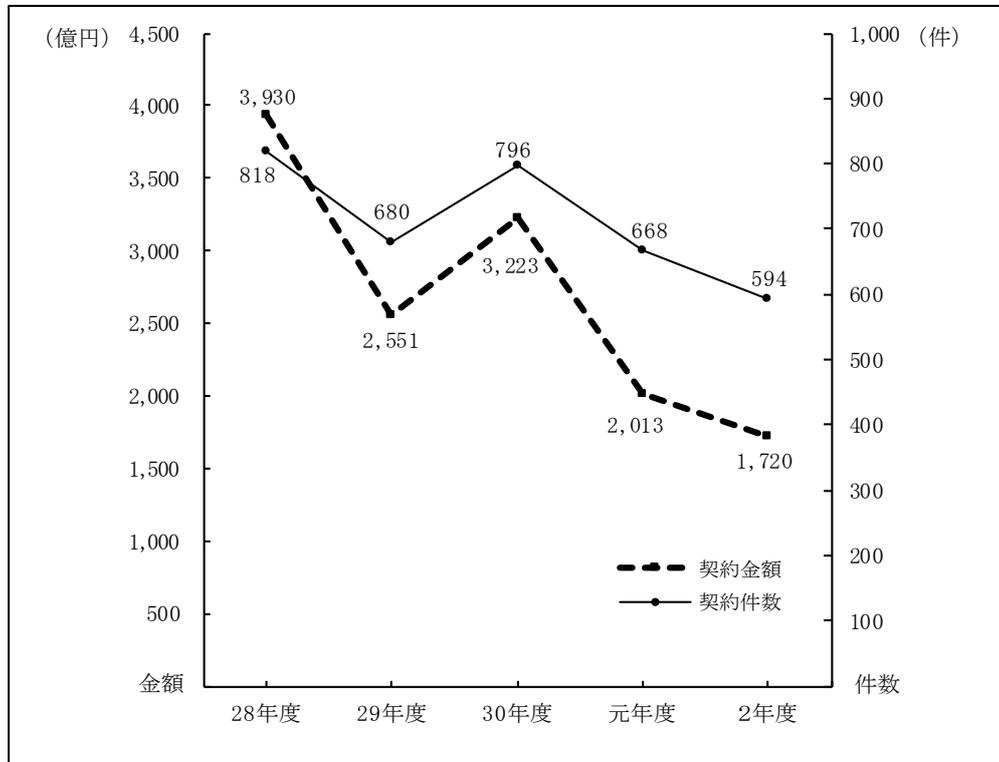


2 契約第二課

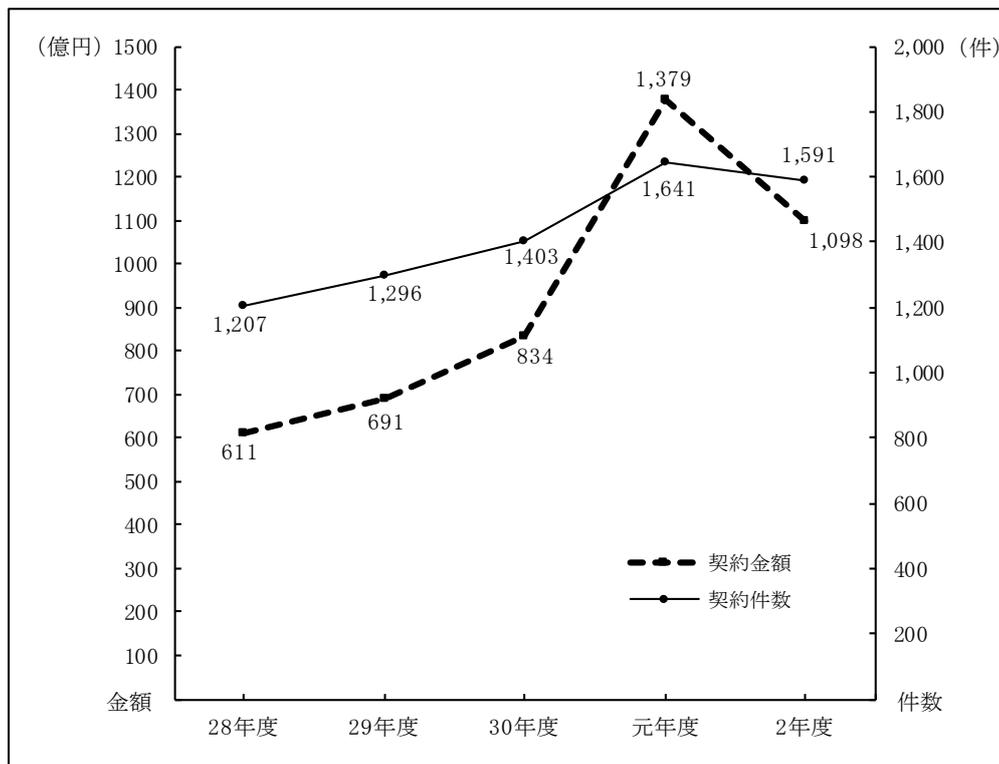


第2図 年度別契約実績の推移

1 契約第一課



2 契約第二課



#### ク 中小企業者のための諸施策

都では、従来、官公需における中小企業者の受注機会を確保することを契約事務執行上における重要な施策と位置付けており、財務局においては、次のような措置を講じている。

(ア) 中小企業者の受注及び技術研鑽の機会確保を図るため、大企業者と中小企業者とで建設共同企業体を結成して共同で工事を受注する、共同企業体方式の活用を推進している。具体的には、都内中小企業との共同企業体の結成を総合評価方式において加点するとともに、大企業者と都内中小企業との共同企業体の結成を入札参加条件としたモデル工事を実施している。

(イ) 中小企業等の健全育成を図るため、指名業者の選定に当たっては、中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の積極的活用や地元中小企業者の優先指名等を行っている。

(ウ) コスト縮減に配慮しつつ分離分割発注の推進を図るため、毎年、財務局長及び産業労働局長の連名通知により、中小企業者の受注機会の確保について、全庁に対し、徹底を図っている。

#### ケ 内部統制制度への対応

令和2年4月施行の地方自治法に基づく内部統制における契約制度の所管部門として、各局における契約制度等の運用状況や整備状況を評価し、適正な契約事務処理の確保を図っている。

### (3) 検収事務

検収事務は、都が締結した一定金額以上の工事請負契約、物品の買入れなどの契約について必要な検査を行い、契約の適正な履行又は給付の完了を確認する事務であり、契約物件の引渡し及び代金支払の前提となるものである。

検査には、①工事又は製造の完成、物品の完納など給付の完了を確認するために行う完了検査、②給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分検査（既納部分検査）、③工事又は製造の完成前、物品の完納前などにおいて性能又は仮組立状態その他の確認をするために行う中間検査、④契約を解除した場合に行う清算検査、⑤給付に使用する材料を確認するために行う材料検査がある。

これらの検査は、関係法規及び契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、厳正かつ公平に執行している。

また、近年の技術革新の高度化、契約内容の多様化等に対処し、適正な検査を実施するため、関係規程の整備を行うとともに、先端機器発表会への参加、新工法の見学等を通じて必要な知識、技能の修得に努めている。

なお、検収課が実施した令和2年度の検査及び過去5年間の検査実績は、第2表、第3図及び第4図のとおりである。

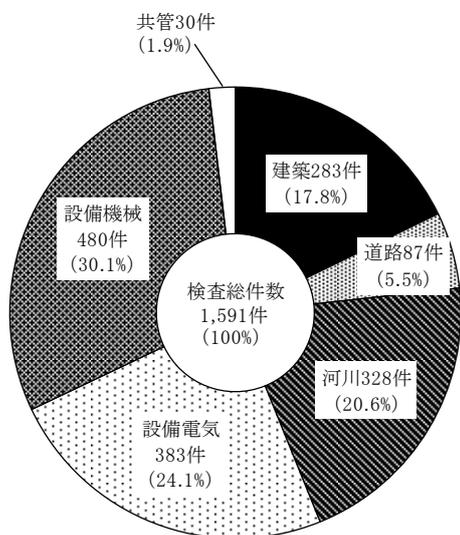
第2表 令和2年度 検査実績

| 区分               | 完了検査<br>完納検査     |             | 既済部分検査<br>既納部分検査 |            | 清算検査       |           | 計      |             | 中間<br>検査    | 手<br>引換<br>検査 | 合<br>計 | 対前年度比 |     | 検査延べ<br>人員 |       |     |
|------------------|------------------|-------------|------------------|------------|------------|-----------|--------|-------------|-------------|---------------|--------|-------|-----|------------|-------|-----|
|                  | 件数               | 金額<br>千円    | 件数               | 金額<br>千円   | 件数         | 金額<br>千円  | 件数     | 金額<br>千円    | 件数          | 件数            | 件数     | 件数    | %   |            | 金額    |     |
| 工<br>事<br>関<br>係 | 建築               | 78          | 43,004,060       | 101        | 35,024,489 | 2         | 96,807 | 181         | 78,125,356  | 102           | 0      | 283   | 77  | 55         | 634   |     |
|                  | 道路               | 18          | 9,551,481        | 10         | 8,361,193  | 0         | 0      | 28          | 17,912,674  | 59            | 0      | 87    | 64  | 61         | 107   |     |
|                  | 河川               | 89          | 39,546,588       | 40         | 24,994,068 | 0         | 0      | 129         | 64,540,656  | 199           | 0      | 328   | 80  | 68         | 373   |     |
|                  | 設<br>備           | 電気          | 134              | 19,964,534 | 3          | 658,414   | 0      | 0           | 137         | 20,622,948    | 246    | 0     | 383 | 75         | 42    | 503 |
|                  |                  | 機械          | 169              | 30,401,994 | 3          | 3,461,473 | 1      | 254         | 173         | 33,863,721    | 307    | 0     | 480 | 72         | 66    | 563 |
|                  | 共管               | 3           | 2,193,731        | 4          | 2,080,446  | 0         | 0      | 7           | 4,274,177   | 23            | 0      | 30    | 24  | 6          | 74    |     |
|                  | 計                | 491         | 144,662,388      | 161        | 74,580,083 | 3         | 97,061 | 655         | 219,339,532 | 936           | 0      | 1,591 | 72  | 50         | 2,254 |     |
|                  | 物<br>品<br>関<br>係 | 機械          | 2                | 89,126     | 0          | 0         | 0      | 0           | 2           | 89,126        | 3      | 0     | 5   | 250        | 274   | 5   |
|                  |                  | 物品          | 57               | 5,518,281  | 0          | 0         | 0      | 0           | 57          | 5,518,281     | 36     | 0     | 93  | 63         | 83    | 190 |
|                  |                  | 物品共管        | 3                | 1,149,370  | 0          | 0         | 0      | 0           | 3           | 1,149,370     | 7      | 0     | 10  | 63         | 90    | 24  |
| 計                |                  | 62          | 6,756,777        | 0          | 0          | 0         | 0      | 62          | 6,756,777   | 46            | 0      | 108   | 65  | 85         | 219   |     |
| 合 計              | 553              | 151,419,165 | 161              | 74,580,083 | 3          | 97,061    | 717    | 226,096,309 | 982         | 0             | 1,699  | 71    | 50  | 2,473      |       |     |

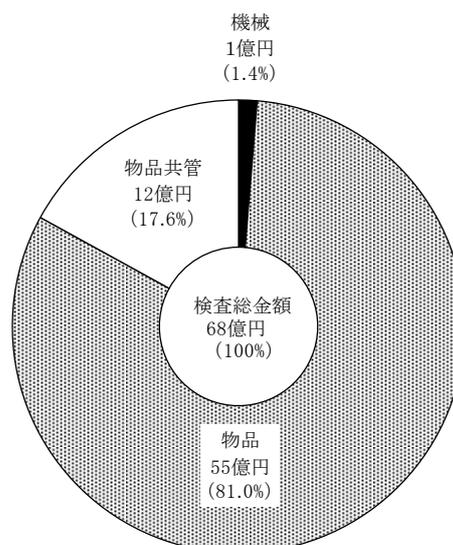
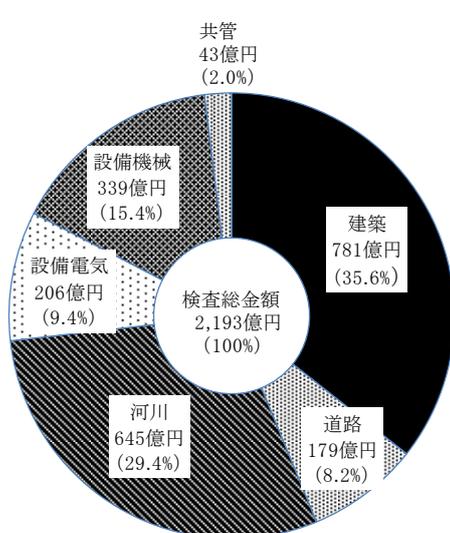
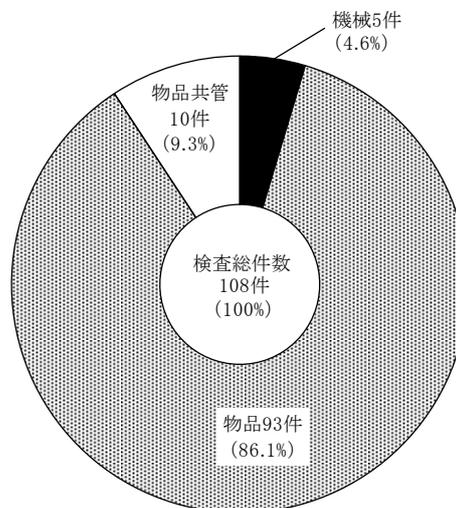
(注) 1 一部完了検査と一部完納検査は、完了、完納検査に含まれる。  
 2 共管とは、1件の契約で検査が2職種以上の区分にわたるものである。  
 3 中間検査とは、仮組立、性能検査、船舶等出渠前の検査、通水検査、試運転等である。  
 4 千円未満は、四捨五入である。

第3図 令和2年度 検査実績の内訳

1 工事関係

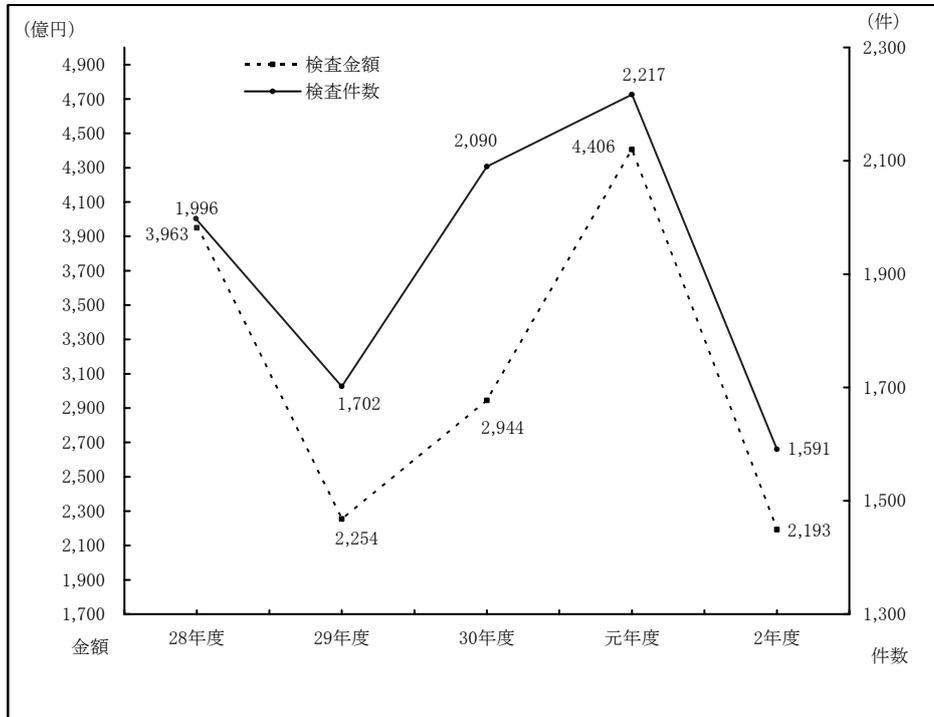


2 物品関係

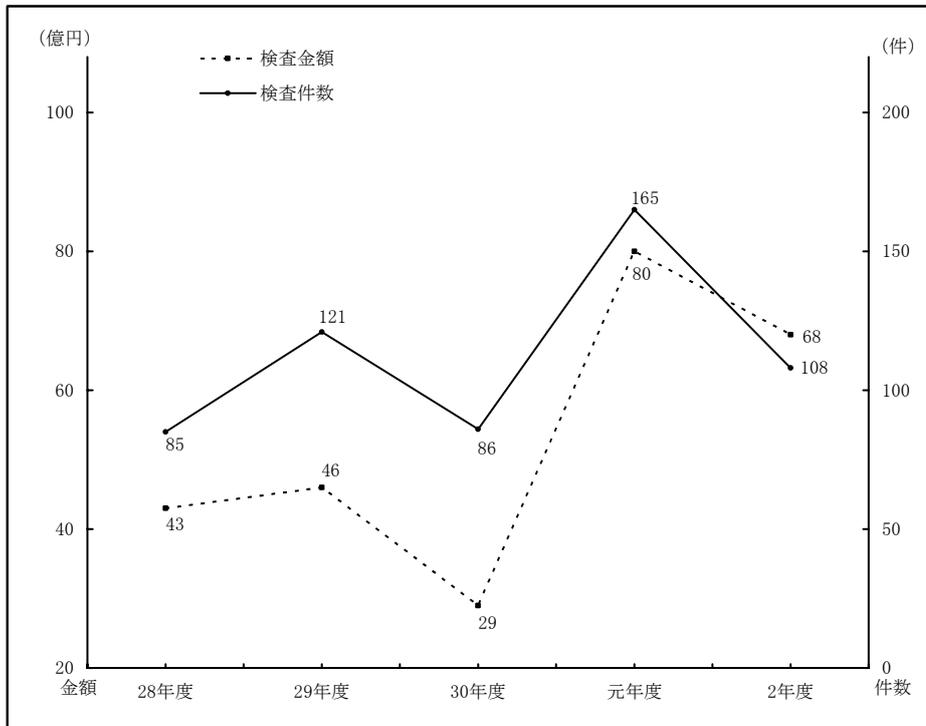


第4図 年度別検査実績の推移

1 工事関係



2 物品関係



#### (4) 輸送業務

都における輸送業務については、東京都自動車の管理等に関する規則（昭和39年東京都規則第92号）に基づく庁有車及び雇上車に係る調整、管理等により、適正かつ効率的な運営及び安全な運転の確保を図っている。

##### ア 庁有車の運行管理

平成20年4月1日から、庁有車のうち議決機関用車両の所管を議会局に移管し、財務局所管は知事執行機関用車両に限定した。これにより、知事、副知事及び局長等専用車などの車両合計22台（令和3年8月1日現在）については、財務局で運行管理を行っている。

##### イ 災害対策事務

「東京都地域防災計画」に基づき、次の事務を行っている。

- (ア) 物資の円滑な輸送の確保を目的とする輸送計画の調整事務
- (イ) 災害応急対策及び復旧に際して必要とする車両を、各供給先の協力を得て調達する事務
- (ウ) 緊急通行車両等の車両確認事務
- (エ) 「緊急通行車両等の事前届出」制度に基づく、事前届出済証の交付事務

##### ウ 雇上車の調達

雇上車（タクシー）調達のため、東京都タクシー供給協定の締結事務を行っている。

なお、知事部局及び公営企業局等では、この協定に基づき、各局等において契約締結の意思決定を行っている。

## (5) 研 修 事 務

### ア 局研修の基本的な考え方

局研修は、各職場との連携の下、意識的、継続的及び計画的に人材育成を推進していくため、次の5つの体系により実施している。

#### (ア) 専門知識の付与

複雑化・高度化する行政課題に対応すべく、より高度な専門知識・技術について効果的に修得するための研修

#### (イ) 実務能力の向上

各職場において実務を円滑に遂行する上で必要な知識・技術について、効率的かつ効果的に修得するための研修

#### (ウ) 動機付け・意識改革

新たな仕事や業務改革に取り組む意欲の喚起及び活力ある職場づくりに向けた意識の醸成を、効果的に推進するための研修

#### (エ) 職層別に必要な知識を付与

中央研修との役割分担を踏まえ、各職層がその職責を果たすために必要な知識・技術を計画的に修得するための研修

#### (オ) 公務員倫理等の高揚

正しい公務員倫理や豊かな人権感覚を養い、財務局職員としてふさわしい職務遂行力を身に付けるため、全職員を対象に一定年限ごとに実施する研修

### イ 局研修の重点事項

令和3年度の局研修は、「実務研修の充実」、「職層別研修の充実」、「職層・職能の別によらない研修等（課題研修）の推進」、「自己啓発支援の促進」及び「職員同士のネットワーク構築を意識した研修運営」に重点を置いて実施する。

### ウ 研修実施計画の概要

令和3年度当初の研修計画の概要は、第3表のとおりである。

第3表 令和3年度 研修実施計画の概要

|                       | 研 修 名                          | 回数 | 人員  | 対 象 職 員                       |
|-----------------------|--------------------------------|----|-----|-------------------------------|
| 研 新<br>修 任            | 新 任 科 （ 前 期 ）                  | 1  | 20  | 新規採用職員                        |
|                       | 新 任 文 書 基 礎                    | 1  | 20  | 新規採用職員（eラーニング）                |
| 現<br>任<br>研<br>修      | 転 入 科                          | 1  | 70  | 他局からの転入職員                     |
|                       | 中 堅 科                          | 2  | 280 | 1級職の職員                        |
|                       | 中 堅 科 フ ォ ロ ー                  | 1  | 150 | 1級職の職員                        |
|                       | 組 織 支 援 力 向 上 科                | 1  | 40  | 入都15年目、20年目及び25年目以上の主任級・主事級職員 |
|                       | 健 康 管 理 科                      | 1  | 60  | 受講を希望する職員                     |
|                       | メ ン タ ル ヘ ル ス 科                | 1  | 30  | 主任級職員・受講希望職員                  |
|                       | ハ ラ ス メ ン ト 防 止 科              | 1  | 45  | 主任級職員・受講希望職員                  |
|                       | コ ン プ ラ イ ア ン ス 推 進 科          | 4  | 450 | 全職員                           |
|                       | 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 科              | 4  | 450 | 全職員                           |
| 研 主<br>修 任            | 主 任 科 ・ コ ー チ ン グ 科            | 1  | 30  | 主任級職員                         |
|                       | コ ー チ ン グ 科                    | 1  | 30  | 主任級職員                         |
|                       | 管 理 科                          | 1  | 70  | 主任級職員                         |
| 研 監<br>修 督<br>者       | メ ン タ ル ヘ ル ス 科                | 1  | 80  | 課長代理級職員                       |
| 管<br>理<br>者<br>研<br>修 | 業 績 評 価 科                      | 1  | 40  | 課長級職員                         |
|                       | ハ ラ ス メ ン ト 防 止 科              | 1  | 15  | 課長級職員                         |
|                       | メ ン タ ル ヘ ル ス 科                | 1  | 40  | 課長級職員                         |
|                       | コ ー チ ン グ 科                    | 1  | 30  | 他局からの転入課長級職員                  |
|                       | コ ン プ ラ イ ア ン ス 推 進 科          | 1  | 50  | 部長級職員及び課長級職員                  |
|                       | 人 事 考 課 基 礎 研 修                | 1  | 50  | 局長を除く全管理職（専門課長を含む。）（eラーニング）   |
|                       | 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 科              | 1  | 40  | 課長級職員                         |
| 実<br>務<br>研<br>修      | 契 約 実 務 研 修                    | 2  | 300 | 契約事務に従事する職員                   |
|                       | 検 査 科                          | 5  | 390 | 検査・監督事務に従事する職員                |
|                       | 財 産 運 用 科                      | 1  | 80  | 財産管理業務に従事する職員                 |
|                       | 技 術 科                          | 3  | 520 | 技術職員                          |
|                       | 専 門 知 識 向 上 科                  | 1  | 250 | 全職員                           |
|                       | 自 動 車 運 転 科                    | 2  | 150 | 自動車の運転に従事する職員                 |
|                       | 補 助 金 交 付 適 正 化 研 修            | 1  | 180 | 補助金交付事務に従事する職員                |
|                       | シ ス テ ム 操 作 科<br>（ 初 級 ・ 中 級 ） | 2  | 360 | 契約事務に従事する職員                   |
|                       | 建 築 指 導 基 礎 科                  | 5  | 200 | 技術職員                          |

事務事業（経理部）

|          |                     |   |     |                 |
|----------|---------------------|---|-----|-----------------|
| 課題<br>研修 | 人 権 科               | 4 | 400 | 全職員             |
|          | コンプライアンス研修          | 1 | 500 | 全職員（eラーニング）     |
|          | 「現地機動班」研修           | 1 | 100 | 現地機動班要員（eラーニング） |
|          | 東京都環境マネジメントシステム科 研修 | 1 | 500 | 全職員（eラーニング）     |
|          | 情報セキュリティ・個人情報保護研修   | 1 | 500 | 全職員（eラーニング）     |
|          | 東京の様々な人権問題研修        | 1 | 500 | 全職員（eラーニング）     |
|          | 東京の防災対策             | 1 | 500 | 全職員（eラーニング）     |
|          | 障害者差別解消等に関する研修      | 1 | 500 | 全職員（eラーニング）     |

エ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う研修の取扱い

令和3年度は、総務局人事部より、都職員における新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底を踏まえた研修の実施を求められていることを踏まえ、財務局においても各研修の内容等を考慮の上、オンラインによる非対面での研修等を実施していく。

(6) 安全衛生事務

ア 安全衛生管理体制

東京都安全衛生管理者等設置規程（昭和49年東京都訓令第43号）に基づき、衛生管理者等を設置し、職員の労働安全の確保と健康障害の防止に努めている。

(ア) 局総括安全衛生管理者（局長）：財務局長

(イ) 局安全衛生管理者（局安全衛生主管部長）：経理部長

(ウ) 部安全衛生管理者（部長）：各部長

(エ) 局安全管理者（局安全衛生主管課長）：総務課長

(オ) 衛生管理者（職員数50人以上の部に設置）：衛生管理者免許を有する職員

(カ) 産業医（職員数50人以上の部に設置）：職員共済組合事務局健康管理副参事医

イ 健康管理業務

職員の健康の維持増進を図るため、都が行う職員健康診断業務への協力のほか、衛生管理者の命免、結核休養、破傷風予防接種等に関する事務を行っている。

令和2年度における財務局の健康診断受診実績は、第4表のとおりである。

第4表 令和2年度 健康診断受診実績

| 健 診 名       | 対 象 者 数 | 受 診 者 数 | 受 診 率  |
|-------------|---------|---------|--------|
| 一 般 健 診     | 510 人   | 492 人   | 96.5 % |
| 消 化 器 系 健 診 | 296 人   | 139 人   | 47.0 % |

## ウ 公務災害補償事務

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき、職員の公務上又は通勤時における災害について、地方公務員災害補償基金に対する認定、療養補償、休業補償等の請求事務を行っている。

## エ 東京都本庁安全衛生委員会の活動

東京都安全衛生委員会設置規程（昭和49年東京都訓令第44号）に基づく安全衛生委員会の効果的な運営を図るため、政策企画局、都民安全推進本部、総務局、財務局、デジタルサービス局、オリンピック・パラリンピック準備局、会計管理局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、収用委員会事務局及び議会局の12局（本部）合同で、東京都本庁安全衛生委員会を設置している。

委員会の事務局は財務局が担当しており、安全意識の啓発普及のため、機関紙の発行、講演会等を行っている。

委員会の所掌事項は、次のとおりである。

- (ア) 年度計画及び目標の設定
- (イ) 職員の安全衛生教育研修計画
- (ウ) 死傷災害・多発災害の分析並びに健康診断結果の分析及び対策の検討
- (エ) 施設等の改善計画
- (オ) 作業条件等の改善及び変更
- (カ) 新規事業に伴う安全衛生点検
- (キ) その他安全衛生に関すること。



## 2 主 計 部

|             |           |    |
|-------------|-----------|----|
| (1) 概 説     | ・ ・ ・ ・ ・ | 61 |
| (2) 議会関係事務  | ・ ・ ・ ・ ・ | 61 |
| (3) 財政調査事務  | ・ ・ ・ ・ ・ | 61 |
| (4) 予算事務    | ・ ・ ・ ・ ・ | 61 |
| (5) 公債事務    | ・ ・ ・ ・ ・ | 66 |
| (6) 宝くじ発売事務 | ・ ・ ・ ・ ・ | 73 |



## (1) 概 説

主計部は、都議会に関する事務及び都財政に関する事務を分掌している。すなわち、都議会及び議会局との連絡事務を一元的に処理して執行機関と議決機関との円滑な連絡を図るとともに、毎会計年度予算の調製、配当及び執行監督、都財政に関する調査及び資料の作成、都債の発行及び償還並びに宝くじの発売を行うなど、財政面から都の事務事業の適正円滑な遂行を図っている。

## (2) 議会関係事務

地方自治法第101条、第102条等の規定に基づく都議会の招集、同法第149条第1号の規定に基づく議案の提出その他都議会に関することを分掌している。すなわち、定例会、臨時会の招集及びこれに伴う議案、説明書等の提出を行うとともに、各会計決算関係書類の提出、法令に定める特別の職員の選任又は任命に際して都議会の同意を求める手続、知事が専決処分した事項の報告、議会が採択した請願・陳情の処理経過及び結果についての報告等を行っている。

また、都議会及び議会局との連絡に当たっているほか、議会における議決事項についての各局への通知等を行っている。

## (3) 財政調査事務

財政制度に関する調査、財政計画の策定、地方自治法第233条第5項の規定に基づく主要施策の成果の報告（年間1回）及び同法第243条の3第1項の規定に基づく財政状況の公表（年間2回）並びに普通会計の決算の状況の調査を行うとともに、税外収入の調整、地方交付税の算定、公会計制度の改革、政策評価及び事業評価の実施・活用、債権管理の適正化、国及び他の地方公共団体等との連絡その他財政一般に関する調査分析等の事務を分掌している。

## (4) 予算事務

地方自治法の規定に基づく、都の予算の編成及び執行監督等の事務を分掌している。

令和3年度予算は、「厳しい財政環境の中にあっても、都民の命を守ることを最優先としながら、東京の経済を支え、その先の未来を見据えて、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算」と位置付け、次の事項を基本に編成した。

ア 将来にわたって成長し続ける都市・東京の実現に向けて戦略的な取組を果敢に進めていく、加えて、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組むとともに、この間、浮き彫りとなった課題に的確に対処していくこと

イ 社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、持続可能な財政運営に努めること

ウ 東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレ

ガシーを継承していくこと

次の各表は、一般会計当初予算の推移（第5表）、令和3年度予算（第6表、第7表）を示したものである。

第5表 一般会計当初予算の推移

| 年度 | 財 政 規 模   |         |       |
|----|-----------|---------|-------|
|    | 計 上 額     | 増（△）減   | 伸 び 率 |
| 10 | 66,750 億円 | 200 億円  | 0.3 % |
| 11 | 62,980    | △ 3,770 | △ 5.6 |
| 12 | 59,880    | △ 3,100 | △ 4.9 |
| 13 | 62,060    | 2,180   | 3.6   |
| 14 | 59,078    | △ 2,982 | △ 4.8 |
| 15 | 57,295    | △ 1,783 | △ 3.0 |
| 16 | 57,080    | △ 215   | △ 0.4 |
| 17 | 58,540    | 1,460   | 2.6   |
| 18 | 61,720    | 3,180   | 5.4   |
| 19 | 66,020    | 4,300   | 7.0   |
| 20 | 68,560    | 2,540   | 3.8   |
| 21 | 65,980    | △ 2,580 | △ 3.8 |
| 22 | 62,640    | △ 3,340 | △ 5.1 |
| 23 | 62,360    | △ 280   | △ 0.4 |
| 24 | 61,490    | △ 870   | △ 1.4 |
| 25 | 62,640    | 1,150   | 1.9   |
| 26 | 66,667    | 4,027   | 6.4   |
| 27 | 69,520    | 2,853   | 4.3   |
| 28 | 70,110    | 590     | 0.8   |
| 29 | 69,540    | △ 570   | △ 0.8 |
| 30 | 70,460    | 920     | 1.3   |
| 元  | 74,610    | 4,150   | 5.9   |
| 2  | 73,540    | △ 1,070 | △ 1.4 |
| 3  | 74,250    | 710     | 1.0   |

第6表 令和3年度 各会計予算額

| 区 分           | 3年度予算額         | 2年度予算額         | 比較増減額         | 増減率    |
|---------------|----------------|----------------|---------------|--------|
|               | 千円             | 千円             | 千円            | %      |
| 一 般 会 計       | 7,425,000,000  | 7,354,000,000  | 71,000,000    | 1.0    |
| 特 別 会 計       | 5,831,659,000  | 6,013,387,000  | △ 181,728,000 | △ 3.0  |
| 特別区財政調整       | 978,718,000    | 1,010,935,000  | △ 32,217,000  | △ 3.2  |
| 地方消費税清算       | 2,381,304,000  | 2,351,732,000  | 29,572,000    | 1.3    |
| 小笠原諸島生活再建資金   | 372,000        | 372,000        | -             | 0.0    |
| 国民健康保険事業      | 1,085,832,000  | 1,096,171,000  | △ 10,339,000  | △ 0.9  |
| 母子父子福祉貸付資金    | 3,612,000      | 3,888,000      | △ 276,000     | △ 7.1  |
| 心身障害者扶養年金     | 3,833,000      | 4,057,000      | △ 224,000     | △ 5.5  |
| 中小企業設備導入等資金   | 650,000        | 697,000        | △ 47,000      | △ 6.7  |
| 林業・木材産業改善資金助成 | 52,000         | 52,000         | -             | 0.0    |
| 沿岸漁業改善資金助成    | 48,000         | 48,000         | -             | 0.0    |
| と 場           | 5,969,000      | 5,950,000      | 19,000        | 0.3    |
| 都営住宅等事業       | 174,909,000    | 168,487,000    | 6,422,000     | 3.8    |
| 都営住宅等保証金      | 2,642,000      | 2,456,000      | 186,000       | 7.6    |
| 都市開発資金        | 1,023,000      | 4,055,000      | △ 3,032,000   | △ 74.8 |
| 用 地           | 17,775,000     | 19,016,000     | △ 1,241,000   | △ 6.5  |
| 公 債 費         | 1,173,245,000  | 1,343,225,000  | △ 169,980,000 | △ 12.7 |
| 臨海都市基盤整備事業    | 1,675,000      | 2,246,000      | △ 571,000     | △ 25.4 |
| 公 営 企 業 会 計   | 1,901,211,000  | 2,084,828,000  | △ 183,617,000 | △ 8.8  |
| 病 院           | 207,451,000    | 207,106,000    | 345,000       | 0.2    |
| 中央卸売市場        | 41,917,000     | 105,115,000    | △ 63,198,000  | △ 60.1 |
| 都市再開発事業       | 5,806,000      | 9,146,000      | △ 3,340,000   | △ 36.5 |
| 臨海地域開発事業      | 25,637,000     | 113,053,000    | △ 87,416,000  | △ 77.3 |
| 港 湾 事 業       | 5,842,000      | 4,990,000      | 852,000       | 17.1   |
| 交 通 事 業       | 76,460,000     | 81,991,000     | △ 5,531,000   | △ 6.7  |
| 高 速 電 車 事 業   | 289,545,000    | 305,042,000    | △ 15,497,000  | △ 5.1  |
| 電 気 事 業       | 1,544,000      | 1,916,000      | △ 372,000     | △ 19.4 |
| 水 道 事 業       | 501,273,000    | 509,221,000    | △ 7,948,000   | △ 1.6  |
| 工 業 用 水 道 事 業 | 8,216,000      | 7,618,000      | 598,000       | 7.8    |
| 下 水 道 事 業     | 737,520,000    | 739,630,000    | △ 2,110,000   | △ 0.3  |
| 合 計           | 15,157,870,000 | 15,452,215,000 | △ 294,345,000 | △ 1.9  |
| 重 複 控 除 額     | 2,656,021,058  | 2,959,903,644  | △ 303,882,586 | △ 10.3 |
| 差 引 純 計       | 12,501,848,942 | 12,492,311,356 | 9,537,586     | 0.1    |

(注) 1 公営企業会計の予算額は、収益的支出額及び資本的支出額の合計である。

2 重複控除額は、各会計相互間の重複額である。

第7表 令和3年度 一般会計予算

## (1) 歳入予算款別内訳

| 区 分       | 3年度           |       | 2年度           |       | 比較増減額         | 増減率    |
|-----------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|--------|
|           | 予算額           | 構成比   | 予算額           | 構成比   |               |        |
|           | 千円            | %     | 千円            | %     | 千円            | %      |
| 1 都 税     | 5,044,998,267 | 67.9  | 5,444,617,534 | 74.0  | △ 399,619,267 | △ 7.3  |
| 2 地方譲与税   | 44,789,557    | 0.6   | 52,907,313    | 0.7   | △ 8,117,756   | △ 15.3 |
| 3 助成交付金   | 34,164        | 0.0   | 33,945        | 0.0   | 219           | 0.6    |
| 4 地方特例交付金 | 19,873,905    | 0.3   | 7,886,600     | 0.1   | 11,987,305    | 152.0  |
| 5 特別交付金   | 2,998,612     | 0.0   | 2,965,895     | 0.0   | 32,717        | 1.1    |
| 6 分担金及負担金 | 21,113,169    | 0.3   | 18,693,500    | 0.3   | 2,419,669     | 12.9   |
| 7 使用料及手数料 | 87,422,012    | 1.2   | 88,241,256    | 1.2   | △ 819,244     | △ 0.9  |
| 8 国庫支出金   | 381,665,331   | 5.1   | 378,007,080   | 5.1   | 3,658,251     | 1.0    |
| 9 財産収入    | 41,952,319    | 0.6   | 35,803,665    | 0.5   | 6,148,654     | 17.2   |
| 10 寄附金    | 61,000        | 0.0   | 61,000        | 0.0   | —             | 0.0    |
| 11 繰入金    | 835,731,428   | 11.3  | 770,058,744   | 10.5  | 65,672,684    | 8.5    |
| 12 諸収入    | 356,758,236   | 4.8   | 346,285,468   | 4.7   | 10,472,768    | 3.0    |
| 13 都債     | 587,601,000   | 7.9   | 208,437,000   | 2.8   | 379,164,000   | 181.9  |
| 14 繰越金    | 1,000         | 0.0   | 1,000         | 0.0   | —             | 0.0    |
| 合 計       | 7,425,000,000 | 100.0 | 7,354,000,000 | 100.0 | 71,000,000    | 1.0    |

(注) 増減率及び構成比等は、原則として各表内計数により計算している。

## (2) 歳出予算款別内訳

| 区 分        | 3年度           |       | 2年度           |       | 比較増減額        | 増減率    |
|------------|---------------|-------|---------------|-------|--------------|--------|
|            | 予算額           | 構成比   | 予算額           | 構成比   |              |        |
|            | 千円            | %     | 千円            | %     | 千円           | %      |
| 1 議 会 費    | 6,152,000     | 0.1   | 6,079,000     | 0.1   | 73,000       | 1.2    |
| 2 総 務 費    | 223,166,000   | 3.0   | 225,522,000   | 3.1   | △ 2,356,000  | △ 1.0  |
| 3 徴 税 費    | 73,114,000    | 1.0   | 72,481,000    | 1.0   | 633,000      | 0.9    |
| 4 生活文化費    | 27,635,000    | 0.4   | 29,682,000    | 0.4   | △ 2,047,000  | △ 6.9  |
| 5 スポーツ振興費  | 412,220,000   | 5.6   | 335,447,000   | 4.6   | 76,773,000   | 22.9   |
| 6 都市整備費    | 120,090,000   | 1.6   | 140,448,000   | 1.9   | △ 20,358,000 | △ 14.5 |
| 7 環 境 費    | 53,812,000    | 0.7   | 59,324,000    | 0.8   | △ 5,512,000  | △ 9.3  |
| 8 福祉保健費    | 1,258,929,000 | 17.0  | 1,240,377,000 | 16.9  | 18,552,000   | 1.5    |
| 9 産業労働費    | 526,328,000   | 7.1   | 433,976,000   | 5.9   | 92,352,000   | 21.3   |
| 10 土 木 費   | 564,635,000   | 7.6   | 583,235,000   | 7.9   | △ 18,600,000 | △ 3.2  |
| 11 港 湾 費   | 107,454,000   | 1.4   | 113,327,000   | 1.5   | △ 5,873,000  | △ 5.2  |
| 12 教 育 費   | 863,695,000   | 11.6  | 867,498,000   | 11.8  | △ 3,803,000  | △ 0.4  |
| 13 学 務 費   | 235,683,000   | 3.2   | 235,525,000   | 3.2   | 158,000      | 0.1    |
| 14 警 察 費   | 652,176,000   | 8.8   | 666,442,000   | 9.1   | △ 14,266,000 | △ 2.1  |
| 15 消 防 費   | 251,067,000   | 3.4   | 255,623,000   | 3.5   | △ 4,556,000  | △ 1.8  |
| 16 公 債 費   | 332,250,000   | 4.5   | 349,040,000   | 4.7   | △ 16,790,000 | △ 4.8  |
| 17 諸 支 出 金 | 1,711,594,000 | 23.1  | 1,734,974,000 | 23.6  | △ 23,380,000 | △ 1.3  |
| 18 予 備 費   | 5,000,000     | 0.1   | 5,000,000     | 0.1   | —            | 0.0    |
| 合 計        | 7,425,000,000 | 100.0 | 7,354,000,000 | 100.0 | 71,000,000   | 1.0    |

(注) 増減率及び構成比等は、原則として各表内計数により計算している。

(5) 公債事務

地方自治法及び地方財政法（昭和23年法律第109号）等の規定に基づき、都債の計画（適債事業の検討、資金計画等）、発行（起債の届出及び協議申請、発行等）及び管理（既発行債の償還計画、元利金支払等）並びに民間資金利用の調整（政策連携団体の資金調達に係る調整等）を分掌している。

都債残高、令和2年度都債発行額等は、第8表から第11表までのとおりである。

## 第8表 都債残高

## (1) 会計別内訳

| 区 分         | 3年3月31日現在高    |       | 2年3月31日現在高    |       | 比較増減額        | 増減率    |
|-------------|---------------|-------|---------------|-------|--------------|--------|
|             | 金 額           | 構成比   | 金 額           | 構成比   |              |        |
|             | 千円            | %     | 千円            | %     | 千円           | %      |
| 一 般 会 計     | 4,949,039,512 | 63.9  | 4,793,013,486 | 61.2  | 156,026,026  | 3.3    |
| 普 通 債       | 4,751,629,838 | 61.4  | 4,542,195,507 | 58.0  | 209,434,331  | 4.6    |
| 社会及労働施設債    | 168,949,122   | 2.2   | 172,266,502   | 2.2   | △3,317,380   | △ 1.9  |
| 保健衛生債       | 155,490,305   | 2.0   | 163,622,085   | 2.1   | △8,131,780   | △ 5.0  |
| 産業経済債       | 293,401,756   | 3.8   | 69,246,715    | 0.9   | 224,155,041  | 323.7  |
| 土木債         | 3,300,009,646 | 42.6  | 3,277,689,029 | 41.8  | 22,320,617   | 0.7    |
| 教育債         | 313,071,732   | 4.0   | 307,776,840   | 3.9   | 5,294,892    | 1.7    |
| 警察債         | 181,748,200   | 2.3   | 187,495,000   | 2.4   | △5,746,800   | △ 3.1  |
| 消防債         | 86,123,772    | 1.1   | 90,558,719    | 1.2   | △4,434,947   | △ 4.9  |
| その他の他債      | 252,835,304   | 3.3   | 273,540,617   | 3.5   | △20,705,313  | △ 7.6  |
| 災害復旧債       | 12,659,200    | 0.2   | 13,362,500    | 0.2   | △703,300     | △ 5.3  |
| 産業経済債       | 3,495,200     | 0.0   | 3,624,500     | 0.0   | △129,300     | △ 3.6  |
| 土木債         | 9,164,000     | 0.1   | 9,738,000     | 0.1   | △574,000     | △ 5.9  |
| 転貸債         | 8,171,474     | 0.1   | 8,724,479     | 0.1   | △553,005     | △ 6.3  |
| その他の他債      | 176,579,000   | 2.3   | 228,731,000   | 2.9   | △52,152,000  | △ 22.8 |
| 特 別 会 計     | 569,987,906   | 7.4   | 577,200,602   | 7.4   | △7,212,696   | △ 1.2  |
| 母子父子福祉貸付資金  | 28,794,770    | 0.4   | 28,794,770    | 0.4   | -            | -      |
| 中小企業設備導入等資金 | 2,413,914     | 0.0   | 2,699,862     | 0.0   | △285,948     | △ 10.6 |
| と 場         | 2,258,317     | 0.0   | 2,244,227     | 0.0   | 14,090       | 0.6    |
| 都営住宅等事業     | 512,787,905   | 6.6   | 516,046,743   | 6.6   | △3,258,838   | △ 0.6  |
| 都市開発資金      | -             | -     | -             | -     | -            | -      |
| 用地          | 23,733,000    | 0.3   | 27,415,000    | 0.3   | △3,682,000   | △ 13.4 |
| 臨海都市基盤整備事業  | -             | -     | -             | -     | -            | -      |
| 公 営 企 業 会 計 | 2,224,813,451 | 28.7  | 2,464,719,759 | 31.5  | △239,906,308 | △ 9.7  |
| 病 院         | 45,965,772    | 0.6   | 52,937,392    | 0.7   | △6,971,620   | △ 13.2 |
| 中央卸売市場      | 304,372,000   | 3.9   | 363,843,000   | 4.6   | △59,471,000  | △ 16.3 |
| 都市再開発事業     | -             | -     | -             | -     | -            | -      |
| 臨海地域開発事業    | 97,485,000    | 1.3   | 187,265,000   | 2.4   | △89,780,000  | △ 47.9 |
| 港湾事業        | 27,800        | 0.0   | 61,612        | 0.0   | △33,812      | △ 54.9 |
| 交通事業        | 55,448,000    | 0.7   | 52,882,000    | 0.7   | 2,566,000    | 4.9    |
| 高速電車事業      | 244,719,820   | 3.2   | 268,337,047   | 3.4   | △23,617,227  | △ 8.8  |
| 水道事業        | 231,541,534   | 3.0   | 232,330,964   | 3.0   | △789,430     | △ 0.3  |
| 工業用水道事業     | -             | -     | -             | -     | -            | -      |
| 下水道事業       | 1,245,253,524 | 16.1  | 1,307,062,743 | 16.7  | △61,809,219  | △ 4.7  |
| 合 計         | 7,743,840,869 | 100.0 | 7,834,933,847 | 100.0 | △91,092,978  | △ 1.2  |

(注) 各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等に一致しないことがある。

(2) 借入先別内訳

| 区 分                 | 3年3月31日現在高    |       | 2年3月31日現在高    |       | 比較増減額       | 増減率    |
|---------------------|---------------|-------|---------------|-------|-------------|--------|
|                     | 金 額           | 構成比   | 金 額           | 構成比   |             |        |
|                     | 千円            | %     | 千円            | %     | 千円          | %      |
| 長 期 債               | 7,743,840,869 | 100.0 | 7,834,933,847 | 100.0 | △91,092,978 | △ 1.2  |
| 国 庫                 | 34,202,105    | 0.4   | 34,355,579    | 0.4   | △153,474    | △ 0.4  |
| 財 政 融 資 資 金         | 752,200,818   | 9.7   | 768,257,876   | 9.8   | △16,057,058 | △ 2.1  |
| 簡 易 生 命 保 険 資 金     | 139,543,164   | 1.8   | 163,987,421   | 2.1   | △24,444,257 | △ 14.9 |
| 郵 便 貯 金 資 金         | -             | -     | -             | -     | -           | -      |
| 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 | 100,140,988   | 1.3   | 110,997,830   | 1.4   | △10,856,842 | △ 9.8  |
| 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 | 2,413,914     | 0.0   | 2,699,862     | 0.0   | △285,948    | △ 10.6 |
| 市 場 公 募             | 5,710,000,000 | 73.7  | 5,780,000,000 | 73.8  | △70,000,000 | △ 1.2  |
| 市 中 銀 行             | 281,892,000   | 3.6   | 292,724,000   | 3.7   | △10,832,000 | △ 3.7  |
| 外 貨 債               | 723,447,880   | 9.3   | 681,911,280   | 8.7   | 41,536,600  | 6.1    |
| 短 期 債               | -             | -     | -             | -     | -           | -      |
| 財 政 融 資 資 金         | -             | -     | -             | -     | -           | -      |
| 合 計                 | 7,743,840,869 | 100.0 | 7,834,933,847 | 100.0 | △91,092,978 | △ 1.2  |

(注) 各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等に一致しないことがある。

第9表 令和2年度 都債発行額

（単位：千円）

| 会 計              | 予算現額                       | 発行額                       | 資 金 区 分    |            |             |            |            |         |   |
|------------------|----------------------------|---------------------------|------------|------------|-------------|------------|------------|---------|---|
|                  |                            |                           | 財政融資       | 地方金融機構     | 公募          | 銀行         | 外債         | その他     |   |
| 一 般              | 490,120,000                | 471,189,300               | 72,000     | -          | 393,073,000 | 67,414,000 | 10,522,300 | 108,000 |   |
| 特<br>別           | と 場                        | 719,000                   | 563,000    | -          | -           | 563,000    | -          | -       | - |
|                  | 都 営 住 宅                    | 38,055,000<br>(6,726,000) | 20,359,000 | -          | -           | 20,359,000 | -          | -       | - |
|                  | 都 市 開 発                    | 1,000,000                 | -          | -          | -           | -          | -          | -       | - |
|                  | 用 地                        | 10,433,000<br>(6,000)     | 103,000    | -          | -           | 103,000    | -          | -       | - |
|                  | 計                          | 50,207,000<br>(6,732,000) | 21,025,000 | -          | -           | 21,025,000 | -          | -       | - |
| 公<br>営<br>企<br>業 | 病 院                        | 2,672,000                 | 666,000    | -          | -           | -          | 666,000    | -       | - |
|                  | 中央卸売市場                     | 529,000<br>(529,000)      | 529,000    | -          | -           | 529,000    | -          | -       | - |
|                  | 交 通                        | 5,698,000                 | 5,130,000  | -          | -           | 5,030,000  | 100,000    | -       | - |
|                  | 高 速                        | 18,382,000                | 18,382,000 | -          | -           | 18,382,000 | -          | -       | - |
|                  | 水 道                        | 36,661,000                | 17,759,000 | 8,859,000  | -           | 8,900,000  | -          | -       | - |
|                  | 下 水 道                      | 80,336,000                | 65,994,000 | 27,960,000 | -           | 38,034,000 | -          | -       | - |
| 計                | 144,278,000<br>(529,000)   | 108,460,000               | 36,819,000 | -          | 70,875,000  | 766,000    | -          | -       |   |
| 合 計              | 684,605,000<br>(7,261,000) | 600,674,300               | 36,891,000 | -          | 484,973,000 | 68,180,000 | 10,522,300 | 108,000 |   |

(注) 1 借換債は含まない。

2 予算現額の（ ）は、元年度からの繰越額で内書である。

3 発行額は、2年度の各会計決算で整理する都債を計上している。

4 各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等に一致しないことがある。

第10表 令和3年度 都債予算計上額

（令和3年3月31日現在）

| 会 計              |         | 令和3年度       | 令和2年度       |             |
|------------------|---------|-------------|-------------|-------------|
|                  |         | 当初計上額（千円）   | 当初計上額（千円）   | 最終計上額（千円）   |
| 一 般              |         | 587,601,000 | 208,437,000 | 490,120,000 |
| 特<br>別           | と 場     | 750,000     | 719,000     | 719,000     |
|                  | 都 営 住 宅 | 34,614,000  | 31,329,000  | 31,329,000  |
|                  | 都 市 開 発 | 1,000,000   | 1,000,000   | 1,000,000   |
|                  | 用 地     | 8,606,000   | 10,427,000  | 10,427,000  |
|                  | 計       | 44,970,000  | 43,475,000  | 43,475,000  |
| 公<br>営<br>企<br>業 | 病 院     | 4,494,000   | 2,672,000   | 2,672,000   |
|                  | 港 湾     | 741,000     | -           | -           |
|                  | 交 通     | 6,776,000   | 5,698,000   | 5,698,000   |
|                  | 高 速     | 36,000,000  | 18,382,000  | 18,382,000  |
|                  | 水 道     | 45,279,000  | 36,661,000  | 36,661,000  |
|                  | 下 水 道   | 87,016,000  | 80,336,000  | 80,336,000  |
|                  | 計       | 180,306,000 | 143,749,000 | 143,749,000 |
| 合 計              |         | 812,877,000 | 395,661,000 | 677,344,000 |

（注）借換債は含まない。

## 第11表 東京都の外債（昭和39年以降）

## (1) 機関投資家向け都債

## ア 政府保証外債

| 区 分                | 調印日        | 発 行 額          | 期 間 | 表面利率                 | 発行価格     | 備 考    |
|--------------------|------------|----------------|-----|----------------------|----------|--------|
| 第1回<br>ユーロドル債      | 39. 4. 15  | 2,250万ドル       | 15年 | 5.750%               | 96.500%  |        |
| 第1回<br>Yankee債     | 40. 6. 22  | 2,000万ドル       | 15年 | 6.000%               | 95.250%  |        |
| 第1回<br>スイスフラン債     | 57. 11. 5  | 1億スイスフラン       | 10年 | 5.375%               | 100.000% |        |
| 第2回<br>スイスフラン債     | 58. 7. 25  | 1億スイスフラン       | 10年 | 5.750%               | 100.000% |        |
| 第2回<br>ユーロドル債      | 59. 7. 12  | 5,000万ドル       | 10年 | 12.875%<br>(実質金利6%台) | 100.000% | 通貨スワップ |
| 第3回<br>スイスフラン債     | 59. 11. 28 | 8,000万スイスフラン   | 10年 | 5.250%               | 99.500%  |        |
| 第4回<br>スイスフラン債     | 60. 8. 28  | 1億スイスフラン       | 8年  | 5.375%               | 100.000% |        |
| 第3回<br>ユーロドル債      | 60. 11. 26 | 1億ドル           | 10年 | 10.125%<br>(実質金利5%台) | 101.000% | 通貨スワップ |
| 第5回<br>スイスフラン債     | 61. 8. 27  | 1億スイスフラン       | 20年 | 5.125%               | 99.750%  |        |
| 第4回<br>ユーロドル債      | 61. 10. 13 | 2億ドル           | 10年 | 8.250%<br>(実質金利4%台)  | 101.500% | 通貨スワップ |
| 第2回<br>Yankee債     | 62. 3. 11  | 1億ドル           | 10年 | 7.500%<br>(実質金利4%台)  | 99.515%  | 通貨スワップ |
| 第3回<br>Yankee債     | 62. 10. 8  | 1億5,000万ドル     | 10年 | 10.375%<br>(実質金利5%台) | 100.000% | 通貨スワップ |
| 第5回<br>ユーロドル債      | 62. 12. 18 | 2億ドル           | 5年  | 9.500%<br>(実質金利4%台)  | 101.500% | 通貨スワップ |
| 第6回<br>スイスフラン債     | 63. 4. 21  | 1億スイスフラン       | 5年  | 3.875%               | 100.250% |        |
| 第6回<br>ユーロドル債      | 63. 7. 15  | 2億ドル           | 5年  | 9.125%<br>(実質金利4%台)  | 101.625% | 通貨スワップ |
| 第4回<br>Yankee債     | 63. 10. 4  | 1億7,500万ドル     | 10年 | 9.250%<br>(実質金利5%台)  | 99.875%  | 通貨スワップ |
| 第7回<br>ユーロドル債      | 元. 6. 21   | 2億ドル           | 5年  | 9.250%<br>(実質金利4%台)  | 101.625% | 通貨スワップ |
| 第5回<br>Yankee債     | 元. 9. 28   | 1億7,500万ドル     | 10年 | 8.700%<br>(実質金利5%台)  | 99.900%  | 通貨スワップ |
| 第8回<br>ユーロドル債      | 2. 7. 11   | 1億7,500万ドル     | 5年  | 9.125%<br>(実質金利6%台)  | 101.800% | 通貨スワップ |
| 第6回<br>Yankee債     | 2. 10. 31  | 2億ドル           | 10年 | 9.250%<br>(実質金利7%台)  | 99.780%  | 通貨スワップ |
| 第7回<br>Yankee債     | 3. 7. 2    | 2億ドル           | 10年 | 8.650%<br>(実質金利6%台)  | 99.703%  | 通貨スワップ |
| 第7回<br>スイスフラン債     | 3. 10. 4   | 1億スイスフラン       | 5年  | 7.000%<br>(実質金利6%台)  | 101.500% | 通貨スワップ |
| 第1回<br>ユーロドイツマルク債  | 4. 12. 18  | 3億8,000万ドイツマルク | 10年 | 7.375%<br>(実質金利5%台)  | 101.625% | 通貨スワップ |
| 第9回<br>ユーロドル債      | 5. 10. 11  | 2億4,000万ドル     | 10年 | 5.500%<br>(実質金利4%台)  | 99.340%  | 通貨スワップ |
| 第10回<br>ユーロドル債     | 6. 10. 7   | 5億ドル           | 10年 | 7.875%<br>(実質金利4%台)  | 99.788%  | 通貨スワップ |
| 第11回<br>ユーロドル債     | 8. 3. 21   | 4億5,000万ドル     | 10年 | 6.125%<br>(実質金利3%台)  | 99.235%  | 通貨スワップ |
| 第12回<br>ユーロドル債     | 8. 10. 11  | 2億5,000万ドル     | 10年 | 7.125%<br>(実質金利2%台)  | 99.980%  | 通貨スワップ |
| 第1回<br>ユーロフレンチフラン債 | 9. 7. 22   | 17億フレンチフラン     | 10年 | 5.750%<br>(実質金利2%台)  | 99.846%  | 通貨スワップ |
| 第1回<br>ユーロユーロ債     | 11. 3. 18  | 1億5,000万ユーロ    | 10年 | 4.500%<br>(実質金利2%台)  | 99.362%  | 通貨スワップ |
| 第13回<br>ユーロドル債     | 11. 11. 30 | 1億6,000万ドル     | 10年 | 6.875%<br>(実質金利1%台)  | 99.794%  | 通貨スワップ |
| 第14回<br>ユーロドル債     | 13. 3. 9   | 1億7,000万ドル     | 10年 | 6.125%<br>(実質金利1%台)  | 99.148%  | 通貨スワップ |

イ 政府無保証外債

| 区 分             | 調印日        | 発 行 額       | 期 間 | 表面利率                 | 発行価格     | 備 考    |
|-----------------|------------|-------------|-----|----------------------|----------|--------|
| 第2回<br>ユーロユーロ債  | 16. 11. 1  | 1億6,000万ユーロ | 30年 | 5.070%<br>(実質金利2%台)  | 99.940%  | 通貨スワップ |
| 第3回<br>ユーロユーロ債  | 17. 5. 31  | 2億9,400万ユーロ | 27年 | 4.260%<br>(実質金利2%台)  | 100.000% | 通貨スワップ |
| 第4回<br>ユーロユーロ債  | 17. 11. 24 | 1億5,000万ユーロ | 30年 | 4.270%<br>(実質金利2%台)  | 99.933%  | 通貨スワップ |
| 第5回<br>ユーロユーロ債  | 18. 6. 19  | 3億4,400万ユーロ | 27年 | 4.700%<br>(実質金利2%台)  | 99.864%  | 通貨スワップ |
| 第6回<br>ユーロユーロ債  | 20. 1. 29  | 3億1,800万ユーロ | 27年 | 4.900%<br>(実質金利2%台)  | 99.867%  | 通貨スワップ |
| 第15回<br>ユーロドル債  | 24. 1. 25  | 6億5,000万ドル  | 5年  | 1.875%<br>(実質金利1%未満) | 99.873%  | 通貨スワップ |
| 第16回<br>ユーロドル債  | 24. 6. 6   | 8億8,000万ドル  | 5年  | 1.750%<br>(実質金利1%未満) | 99.577%  | 通貨スワップ |
| 第17回<br>ユーロドル債  | 25. 6. 4   | 10億ドル       | 5年  | 1.625%<br>(実質金利1%未満) | 99.514%  | 通貨スワップ |
| 第18回<br>ユーロドル債  | 26. 5. 16  | 10億ドル       | 5年  | 2.125%<br>(実質金利1%未満) | 99.958%  | 通貨スワップ |
| 第19回<br>ユーロドル債  | 27. 5. 15  | 10億ドル       | 5年  | 2.125%<br>(実質金利1%未満) | 99.873%  | 通貨スワップ |
| 第1回<br>グローバルドル債 | 28. 5. 10  | 10億ドル       | 5年  | 2.000%<br>(実質金利1%未満) | 99.664%  | 通貨スワップ |
| 第2回<br>グローバルドル債 | 29. 6. 1   | 5億ドル        | 5年  | 2.500%<br>(実質金利1%未満) | 99.981%  | 通貨スワップ |
| 第3回<br>グローバルドル債 | 30. 5. 24  | 5億ドル        | 5年  | 3.250%<br>(実質金利1%未満) | 99.612%  | 通貨スワップ |
| 第4回<br>グローバルドル債 | 元. 5. 21   | 10億ドル       | 5年  | 2.625%<br>(実質金利1%未満) | 99.837%  | 通貨スワップ |
| 第5回<br>グローバルドル債 | 2. 7. 9    | 15億ドル       | 5年  | 0.750%<br>(実質金利1%未満) | 99.824%  | 通貨スワップ |
| 第6回<br>グローバルドル債 | 3. 5. 11   | 10億ドル       | 5年  | 1.125%<br>(実質金利1%未満) | 99.956%  | 通貨スワップ |

(2) 個人向け都債

| 回 次・区 分        | 調印日        | 発 行 額       | 期 間 | 表面利率                 | 発行価格    | 備 考    |
|----------------|------------|-------------|-----|----------------------|---------|--------|
| 第1回<br>ユーロ豪ドル債 | 26. 12. 1  | 5,000万豪ドル   | 5年  | 3.570%<br>(実質金利1%未満) | 99.990% | 通貨スワップ |
| 第2回<br>ユーロ豪ドル債 | 27. 12. 4  | 1億1,000万豪ドル | 5年  | 3.130%<br>(実質金利1%未満) | 99.990% | 通貨スワップ |
| 第3回<br>ユーロ豪ドル債 | 28. 12. 2  | 1億2,500万豪ドル | 5年  | 2.740%<br>(実質金利1%未満) | 99.990% | 通貨スワップ |
| 第4回<br>ユーロ豪ドル債 | 29. 12. 18 | 1億1,700万豪ドル | 5年  | 2.550%<br>(実質金利1%未満) | 99.990% | 通貨スワップ |
| 第1回<br>ユーロドル債  | 30. 12. 14 | 8,900万ドル    | 5年  | 2.910%<br>(実質金利1%未満) | 99.990% | 通貨スワップ |
| 第2回<br>ユーロドル債  | 元. 12. 16  | 9,400万ドル    | 5年  | 1.600%<br>(実質金利1%未満) | 99.990% | 通貨スワップ |
| 第5回<br>ユーロ豪ドル債 | 2. 12. 4   | 1億3,900万ドル  | 5年  | 0.410%<br>(実質金利1%未満) | 99.990% | 通貨スワップ |

※個人向け都債の名称は、第1回及び第2回ユーロ豪ドル債は「東京グローバル都債（外貨）」、第3回ユーロ豪ドル債は「東京環境サポーター債」、第4回ユーロ豪ドル債以降は「東京グリーンボンド（外貨）」

## (6) 宝くじ発売事務

東京都は、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）その他関係法令及び例規に基づき、宝くじを発売している。

発売している宝くじは、都が単独で発売する東京都宝くじ並びに都道府県及び指定都市が共同して発売する全国自治宝くじに分けることができる。

令和3年度の東京都分の発売計画では、東京都宝くじ及び全国自治宝くじ（本都分）で総額1,383億828万1千円の発売を予定し、約610億円（時効益金及び運用利益金を含む。）の収益を見込んでいる。

また、全国自治宝くじの共同発売に当たり、地方自治法第252条の2の2の規定に基づき、「全国自治宝くじ事務協議会」を設けている。本協議会は、宝くじ発売に関する事務を共同して管理執行することを目的とし、事務局は東京都に置かれている。

なお、宝くじの売りさばき、当せん金の支払等の事務は、東京都公報における公告により受託金融機関を募集し、委託している。

第12表 年度別宝くじ事業実績

| 年<br>度 | 東京都宝くじ     |            |       |           |      | 全国自治宝くじ（本都分） |             |       |            |      |
|--------|------------|------------|-------|-----------|------|--------------|-------------|-------|------------|------|
|        | 発売額        | 消化額        | 消化率   | 発売益金      | 収益率  | 発売額          | 消化額         | 消化率   | 発売益金       | 収益率  |
|        | 千円         | 千円         | %     | 千円        | %    | 千円           | 千円          | %     | 千円         | %    |
| 24     | 11,850,000 | 9,487,446  | 80.1  | 3,956,845 | 41.7 | 135,495,072  | 121,907,111 | 90.0  | 48,896,977 | 40.1 |
| 25     | 12,000,000 | 9,533,722  | 79.4  | 3,696,236 | 38.8 | 136,484,453  | 123,386,885 | 90.4  | 49,699,354 | 40.3 |
| 26     | 12,600,000 | 9,882,416  | 78.4  | 3,895,167 | 39.4 | 136,658,601  | 118,621,565 | 86.8  | 47,174,008 | 39.8 |
| 27     | 12,600,000 | 9,751,347  | 77.4  | 3,718,304 | 38.1 | 132,675,098  | 119,363,317 | 90.0  | 47,431,615 | 39.7 |
| 28     | 12,200,000 | 9,311,127  | 76.3  | 3,616,739 | 38.8 | 136,685,512  | 116,988,000 | 85.6  | 43,435,364 | 37.1 |
| 29     | 12,200,000 | 7,324,195  | 60.0  | 2,483,167 | 33.9 | 131,396,180  | 99,928,544  | 76.1  | 38,035,293 | 38.1 |
| 30     | 10,800,000 | 6,508,653  | 60.3  | 2,373,116 | 36.5 | 141,307,897  | 112,861,557 | 79.9  | 42,845,520 | 38.0 |
| 元      | 9,800,000  | 7,037,262  | 71.8  | 2,645,053 | 37.6 | 132,083,152  | 107,796,208 | 81.6  | 41,800,769 | 38.8 |
| 2      | 10,300,000 | 5,983,121  | 58.1  | 2,091,183 | 35.0 | 132,703,877  | 96,719,803  | 72.9  | 35,438,103 | 36.6 |
| 3予     | 10,600,000 | 10,600,000 | 100.0 | 4,452,000 | 42.0 | 127,708,281  | 127,708,281 | 100.0 | 53,630,000 | 42.0 |

| 年<br>度 | 計           |             |       | 収益金        |      |           |        |            |
|--------|-------------|-------------|-------|------------|------|-----------|--------|------------|
|        | 発売額         | 消化額         | 消化率   | 発売益金       | 収益率  | 時効益金      | 運用利益金  | 合計         |
|        | 千円          | 千円          | %     | 千円         | %    | 千円        | 千円     | 千円         |
| 24     | 147,345,072 | 131,394,557 | 89.2  | 52,853,822 | 40.2 | 2,638,846 | 10,834 | 55,503,502 |
| 25     | 148,484,453 | 132,920,608 | 89.5  | 53,395,589 | 40.2 | 3,052,429 | 8,852  | 56,456,871 |
| 26     | 149,258,601 | 128,503,980 | 86.1  | 51,069,175 | 39.7 | 2,518,171 | 8,271  | 53,595,617 |
| 27     | 145,275,098 | 129,114,664 | 88.9  | 51,149,919 | 39.6 | 2,669,200 | 8,221  | 53,827,340 |
| 28     | 148,885,512 | 126,299,127 | 84.8  | 47,052,103 | 37.3 | 3,038,750 | 1,135  | 50,091,988 |
| 29     | 143,596,180 | 107,252,739 | 74.7  | 40,518,460 | 37.8 | 2,595,847 | 712    | 43,115,019 |
| 30     | 152,107,897 | 119,370,210 | 78.5  | 45,218,636 | 37.9 | 2,217,021 | 724    | 47,436,381 |
| 元      | 141,883,152 | 114,833,470 | 80.9  | 44,445,822 | 38.7 | 2,565,225 | 821    | 47,011,868 |
| 2      | 143,003,877 | 102,702,924 | 71.8  | 37,529,286 | 36.5 | 2,026,282 | 760    | 39,556,328 |
| 3予     | 138,308,281 | 138,308,281 | 100.0 | 58,082,000 | 42.0 | 2,886,000 | 526    | 60,968,526 |



### 3 財 産 運 用 部

|                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 概 説          | 77  |
| (2) 公有財産に関する総合調整 | 77  |
| (3) 公有財産の有効利用    | 82  |
| (4) 都民の城（仮称）の活用  | 85  |
| (5) 普通財産の管理及び処分  | 85  |
| (6) 評 価 事 務      | 90  |
| (7) 測 量 事 務      | 95  |
| (8) 用地等取得事務      | 99  |
| (9) 土 地 収 用      | 100 |
| (10) 国有財産の管理     | 101 |



## (1) 概 説

財産運用部は、公有財産の取得、管理及び処分について、これを処理するための制度を整え、必要な調整を行うなどの総合調整事務を行っている。このほか、各種事業用不動産の買入れ、交換等一連の取得事務を集中処理（道路、河川等他の局に属するものを除く。）している。

また、事業用不動産の取得、普通財産の管理及び処分並びに行政財産の管理のための評価事務、測量事務及び境界確定事務を行っている。

一方、保有財産については、一般競争入札等による売却を行うほか、事業用定期借地などにより利活用を図っている。

## (2) 公有財産に関する総合調整

都の財産は、公有財産、物品、債権及び基金から成る。このうち、財産運用部で管理しているものは、地方自治法第238条に規定されている公有財産であり、その取得、管理及び処分については、地方自治法、条例、規則等に基づいて行っている。

### ア 総合調整

公有財産に関する総合調整は、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）に基づき財務局長が行うものであり、この事務を財産運用部が分掌している。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 公有財産に関する制度を整えること。

(イ) 公有財産の取得、管理及び処分について必要な調整を行うこと。

(ウ) 公有財産表を作成すること。

(エ) 公有財産について報告を求め、実地調査し、又はその結果に基づき必要な措置を講じるよう求めること。

なお、各局長等に対し報告を求めているものには、災害等による損害通知等がある。

また、行政委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関が権限を有するものに対しても、地方自治法に基づき総合調整を行っている。

東京都公有財産の現況は、第13表のとおりである。

第13表 東京都公有財産の現況

（令和3年3月31日現在）

| 種類          | 一般財産   |                | 一部適用事業用財産 |               | 全部適用事業用財産 |               | 合計      |                |
|-------------|--------|----------------|-----------|---------------|-----------|---------------|---------|----------------|
|             | 数量     | 価格             | 数量        | 価格            | 数量        | 価格            | 数量      | 価格             |
| 土地          | 千㎡     | 千円             | 千㎡        | 千円            | 千㎡        | 千円            | 千㎡      | 千円             |
|             | 89,808 | 7,082,679,174  | 13,324    | 1,506,943,978 | 267,186   | 1,029,633,043 | 370,318 | 9,619,256,195  |
| 建物          | 千㎡     |                | 千㎡        |               | 千㎡        |               | 千㎡      |                |
|             | 27,874 | 2,798,525,072  | 2,214     | 357,495,147   | 3,044     | 529,409,639   | 33,132  | 3,685,429,858  |
| 工作物         | —      | 763,666,848    | —         | 551,657,891   | —         | 6,362,542,608 | —       | 7,677,867,347  |
| 立木          | —      | 859,229        | —         | 1,849,408     | —         | 2,280,013     | —       | 4,988,650      |
| 船舶          | 隻      |                | 隻         |               | 隻         |               | 隻       |                |
|             | 30     | 6,178,291      | 7         | 1,626,467     | 20        | 168,288       | 57      | 7,973,045      |
| 航空機         | 機      |                |           |               |           |               | 機       |                |
|             | 14     | 6,778,042      | —         | —             | —         | —             | 14      | 6,778,042      |
| 浮標・浮棧橋・浮ドック | —      | 3,851,020      | —         | —             | —         | —             | —       | 3,851,020      |
| 地上権等        | —      | 5,853,623      | —         | —             | —         | 1,879,204     | —       | 7,732,827      |
| 特許権等        | —      | 11,286,044     | —         | 11,664        | —         | —             | —       | 11,297,708     |
| 株式等         | —      | 238,991,823    | —         | 112,417,238   | —         | 59,726,683    | —       | 411,135,744    |
| 出資による権利     | —      | 683,121,455    | —         | 6,000         | —         | 2,240,127     | —       | 685,367,582    |
| 不動産の信託の受益権  | —      | 187,686,963    | —         | 35,233,583    | —         | —             | —       | 222,920,546    |
| 有価証券の信託の受益権 | —      | —              | —         | —             | —         | —             | —       | —              |
| 合計          | —      | 11,789,477,583 | —         | 2,567,241,376 | —         | 7,987,879,605 | —       | 22,344,598,565 |

（注1） 一般財産の土地、建物などの価格は、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）の規定に基づき、毎年改定しており、現価格は、令和3年3月31日に改定したものである。

なお、各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある。

（注2） 一部適用事業用財産の土地・建物などの価格は、各財務規則の規定に基づき管理している価格であり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を基に作成する決算書類の計数と一致しないことがある。

（注3） 一部適用事業用財産及び全部適用事業用財産の減価償却対象財産の価格は、地方公営企業法が適用される各会計の規定に基づき、毎年減価償却を行っており、現価格は令和3年3月31日の減価償却後のものである。

（凡例） 表頭の一部適用事業用財産とは、地方公営企業法の一部が適用される事業の財産であり、病院事業、中央卸売市場事業等の財産を指す。全部適用事業用財産とは、地方公営企業法が全部適用される事業の財産であり、交通事業、水道事業、下水道事業等の財産を指す。また、一般財産とは、それ以外の公有財産であり、学校、公園、庁舎等の財産を指す。

#### イ 東京都公有財産管理運用委員会及び財務局財産運用部長協議

公有財産の管理及び処分の適正を図り、その効率的運用を行うため、東京都公有財産管理運用委員会規則（昭和39年東京都規則第94号）に基づき、東京都公有財産管理運用委員会を設置している。この委員会は、財務局長を委員長とする9人で構成し、毎月定期的に開催（令和2年度は14回）し、次の事項を調査審議している。

- （ア） 公有財産の管理及び処分の方針に関すること。
- （イ） 行政財産の使用許可並びに使用料の減額及び免除に関すること。
- （ウ） 行政財産である土地等の貸付け（土地に地上権又は地役権を設定する場合を含む。）並びに貸付料及び権利金の減額及び免除に関すること。
- （エ） 普通財産の貸付け（貸付け以外の方法により使用させる場合を含む。）並びに貸付料、権利金及び敷金の減額及び免除に関すること。
- （オ） 普通財産の売払い及び譲与並びに売払価格の減額に関すること。
- （カ） 普通財産の交換、出資及び支払手段としての使用に関すること。
- （キ） 普通財産の信託に関すること。

なお、（ア）から（キ）までの事項のうち、軽易な定例的事案で特に知事が指定するものについては、その効率的処理を図るため、委員会に付議することなく財務局財産運用部長に協議の上、各局長等が処理することとしている。

また、行政財産の用途廃止、建物の取壊し等公有財産管理上重要な内部処理事務についても財産運用部長に協議することとしている。

東京都公有財産管理運用委員会審議状況は第14表、財務局財産運用部長協議状況は第15表のとおりである。

第14表 令和2年度 東京都公有財産管理運用委員会審議状況

| 事 項               | 土地   | 建物   | その他 | 計    |
|-------------------|------|------|-----|------|
| 管 理 及 び 処 分 の 方 針 | 22 件 | 22 件 | 4 件 | 48 件 |
| 使 用 許 可           | 2    | 12   | 0   | 14   |
| 貸 付 け             | 14   | 27   | 12  | 53   |
| 売 払 い             | 4    | 0    | 11  | 15   |
| 譲 与               | 0    | 0    | 0   | 0    |
| 交 換               | 0    | 0    | 0   | 0    |
| 信 託               | 2    | 0    | 0   | 2    |
| その他（地上権その他権利の設定等） | 0    | 0    | 0   | 0    |
| 計                 | 44   | 61   | 27  | 132  |

第15表 令和2年度 財務局財産運用部長協議状況

| 事 項               | 土地    | 建物    | その他  | 計     |
|-------------------|-------|-------|------|-------|
| 使 用 許 可 ・ 使 用 承 認 | 407 件 | 316 件 | 29 件 | 752 件 |
| 貸 付 け             | 277   | 91    | 62   | 430   |
| 売 払 い             | 27    | 0     | 0    | 27    |
| 譲 与               | 31    | 6     | 5    | 42    |
| 交 換               | 3     | 0     | 0    | 3     |
| 所 管 換             | 20    | 0     | 8    | 28    |
| 用 途 変 更           | 1     | 0     | 0    | 1     |
| 用 途 廃 止           | 49    | 83    | 91   | 223   |
| 取 壊 し             | 0     | 75    | 82   | 157   |
| 引 継 ぎ             | 18    | 0     | 1    | 19    |
| 著 作 物 の 利 用 許 諾   | 0     | 0     | 326  | 326   |
| そ の 他             | 83    | 15    | 24   | 122   |
| 計                 | 916   | 586   | 628  | 2,130 |

ウ 公有財産に関する制度の整備

財務局長の有する総合調整機能の一環として、公有財産を常に適正に管理運用するため、法律の制定改廃に伴う関係規程の整備を行うとともに、既存の条例、規則等を常時検討し、その整備に努めている。

エ 無体財産

無体財産とは、公有財産のうちの特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利をいう（地方自治法第238条第1項第5号）。都では、これらの権利を知的財産権として、各局長が、その管理及び処分について分掌することと規定している（東京都公有財産規則第5条の2）。

近年では、知的財産を経営に活かす意識が高まり、産学公連携による特許の共同利用や著作物のインターネット上での利用など利用方法の多様化がみられるとともに、利用される件数も増加している。このため、不正使用や模倣による権利侵害を防ぎ、都の知的財産権を適正に管理・活用することを目指し、各局に対する権利処理の調整や指導を行っている。

#### オ 「施設整備計画書」等を基にした財産の総合調整

各局における今後の施設整備計画を把握し、都有財産の効率的活用を行っていくため、平成13年度から毎年1回、各局に対し施設整備計画書の作成を依頼している。この計画書を基にヒアリングを行い、既存施設の活用が可能か、計画が技術的見地から適正であるか等について主計部及び建築保全部と連携して検討し、全庁的視点から財産の有効活用やコストの縮減を図るべく調整している。

#### カ 公有財産取得事前協議制度

公有財産の効率的取得及び取得後の管理の適正を図るため、公有財産関係の条例及び規則の施行について（依命通達）（昭和39年4月1日付39財管一発第149号）に基づき、取得する用地については、実地調査し、必要な調整を行っている。

なお、令和2年度における事前協議実績は、第16表のとおりである。

第16表 令和2年度 事前協議実績

| 協議件数 | 土地所有者数 | 協議面積                    |
|------|--------|-------------------------|
| 23 件 | 29 名   | 5,531.39 m <sup>2</sup> |

#### キ 公共用地取得の調整（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出・申出に係る土地、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく申出に係る土地及び民有地等の買取照会）

各局の事業の目的、緊急性等の諸条件を勘案して調整し、民有地等の買取りを各局に照会するなど公共用地の取得の円滑化を図っている。

#### ク 国有財産の連絡調整

都の事務事業のために国有財産を利用する必要がある場合、国と都の連絡窓口として、各局への未利用国有地の情報提供、国有財産の譲受け、借受け、交換等に係る調整を行う。

現在調整している主な国有地としては、国の行政機関移転跡地、返還基地跡地等があるが、それらの処理状況は次のとおりである。

(ア) 国の行政機関移転跡地等について、都における利用が見込まれるものは、各局、区及び市とも連絡調整を図りつつ、国の関係機関と折衝を進めている。

(イ) 返還基地跡地については、平成15年6月に留保地の取扱いが「原則留保」から「原則利用」に変更されたため、今後とも土地利用構想に従い、調整に努めていく。

国有財産連絡調整事務処理状況は、第17表のとおりである。

第17表 令和2年度 国有財産連絡調整事務処理状況

| 事 項   | 土 地 |                         |
|-------|-----|-------------------------|
|       | 件 数 | 面 積                     |
| 買 収   | 7 件 | 3,255.34 m <sup>2</sup> |
| 譲 受 け | 2   | 1,266.42                |
| 借 受 け | 1   | 75.74                   |
| 計     | 10  | 4,597.50                |

### (3) 公有財産の有効利用

財務局では、昭和56年4月、未利用所有地の有効活用を図ることを目的に、土地バンク制度を発足させた。これは、各局等の未利用地を財務局に一元的に集中させ、所有地の高度有効活用を図るものであり、各局等で未利用となった土地、建物等を引き継ぎ、都の組織内部での再利用に供するほか、都の組織外部の者への貸付け、売却等を行っている。

令和2年度における財務局に引き継がれた財産の実績は18件である。

#### ア 財産情報システムの運用

財務局では、昭和57年4月に、土地バンク制度を円滑に運用するため「土地バンク電算システム」を導入し、以後、未利用の公有財産の有効活用を支援するためのシステムとして運用を行ってきた。

しかし、公有財産を取り巻く環境・ニーズが変化し、財産の利活用の促進がこれまで以上に求められる状況となったこと、また、平成18年度に公会計制度が導入されることとなったことから、「財産情報システム」を平成18年4月から稼働した。

このシステムの目的は、第一に、これまでの紙様式の台帳を電子データ化して、個別財産の検索や財産統計の処理などの管理事務を効率化すること、第二に、財務諸表の作成に必要な財産情報を

財務会計システムに提供することで新たな公会計制度に寄与すること、第三に、各局の財産情報を共有化することにより、全庁的な財産の利活用を一層推進することである。

これらの目的に沿うよう、登録する項目についても財産の規模や価格などの従来の基本的な事項に加え、用途地域などの都市計画情報等を新たに追加した。

また、地図情報とリンクさせて、財産の位置及び付近の状況が一目で分かるようにするとともに、各局において都有財産全体の情報を閲覧できるものとした。

#### イ 都有財産の利活用について

財務局では、平成12年度に「財産利活用総合計画」を策定し、不用な財産の有効活用や未利用地の売却等に努めた結果、目標の1,000億円を上回る約1,400億円の売却実績を上げた。

平成15年度には「第二次財産利活用総合計画」を策定し、売却だけでなく、多様な活用について取組を行った。

その後、平成19年6月には、財政再建を達成した都財政の状況や地方自治法改正による行政財産の貸付範囲の拡大など、都有財産を取り巻く諸環境の変化に対応した新たな視点からの財産利活用を推進するため、「今後の財産利活用の指針」を策定し、多様な利活用に取り組んできた。

こうした中、平成28年9月には、「待機児童解消に向けた緊急対策」に基づき、都有地を活用した保育所等の整備を一層推進するため、全庁横断的な検討組織として「都有地活用推進本部」を設置し、保育所等として活用可能性のある都有地を全庁的に洗い出し、区市町村に情報提供するなど、喫緊の課題解決に向けて都有財産の更なる利活用を進めている。

また、平成29年2月には、都有施設の総合的かつ計画的な管理を推進していくため、「都有施設等総合管理方針」を策定し、財産利活用の実施方針として、「計画的な維持更新に向けた用地の確保等」、「都政を取り巻く喫緊の課題に対応するための財産利活用」及び「都有財産の適切かつ効率的な管理と情報公開の徹底」を示した。

さらに、平成31年1月には、都が保有する不動産等の中長期的・戦略的な有効活用を図るべく全庁的な財産利活用を進める仕組みとして「財産利活用プロジェクトチーム」を設置し、未利用都有地の情報や利活用方策などを全庁的に共有している。

今後も引き続き、将来的な都有施設の更新需要を踏まえつつ、全庁的な財産利活用を進める仕組みを整備するとともに、民間の知恵と力を活かした取組を推進し、都有財産の一層の利活用を図っていく。

#### ウ 土地信託の導入

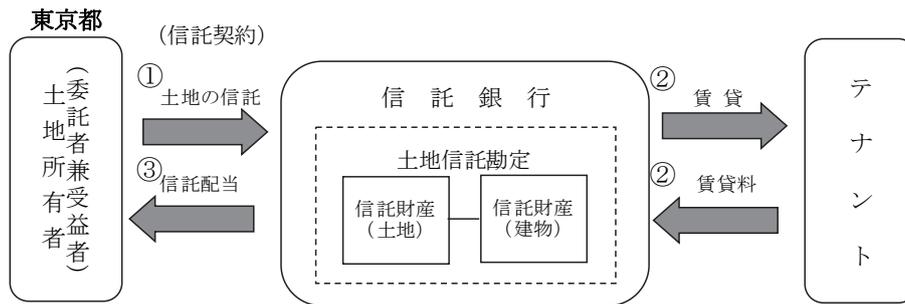
都では、都有地の有効利用を図る見地から、昭和61年7月「新宿副都心3号地の2」へ土地信託

制度を導入する方針を決定し、平成2年7月に供用を開始した（新宿モノリス）。

その後、4つの信託事業を行い、日大講堂跡地（両国シティコア）、大久保病院跡地（東京都健康プラザ）、青山車庫跡地（コスモス青山）及び勝どき一丁目地区（勝どきサンスクエア）全てにおいて、供用を開始している。

なお、土地信託による所有地の活用状況は、第18表のとおりである。

（参考）現状の土地信託の状況



- ① 土地所有者は、信託銀行と信託契約を締結し、土地を信託する。
- ② 信託銀行は、テナントと賃貸借契約を締結し、建物の賃貸事業を行う。
- ③ 信託銀行は、テナントからの賃料収入の中から、諸経費・信託報酬等を差引き後借入金を返済の上、収益を信託配当として土地所有者に交付
- ④ 信託期間満了後、土地所有者に土地、建物及び債権債務を継承

第18表 土地信託一覧

（令和3年3月31日現在）

| 名称等  | 信託目的   | 施設概要・受託者   | 契約期間                     |
|--|--|--|--------------------------|
| 新宿モノリス<br>（新宿副都心3号地の2）<br>新宿区西新宿二丁目3-1       | 賃貸用事務所ビル（インテリジェントビル）を建設し、管理・運用する。                | 地積 7,166.59㎡<br>延床面積 90,451㎡<br>地上30階 地下3階<br>みずほ信託銀行  | 昭和62年4月1日<br>～令和7年11月26日 |
| 両国シティコア<br>（日大講堂跡地）<br>墨田区両国二丁目2-10          | 賃貸用業務施設ビルを建設し、管理・運用する。                           | 区分所有建物<br>地積 5,525.53㎡のうち<br>持分2,726,635/3,374,368<br>延床面積 27,266㎡（共有部分除く。）<br>地上18階 地下2階<br>みずほ信託銀行 | 平成元年1月20日<br>～令和4年7月28日  |
| 東京都健康プラザ<br>（都立大久保病院跡地）<br>新宿区歌舞伎町二丁目461-1ほか | 東京都健康プラザ（公私が連携して都民の健康づくりを総合的に進める拠点）を建設し、管理・運用する。 | 地積 10,185.31㎡<br>延床面積 83,495㎡<br>地上18階 地下4階<br>三菱UFJ信託銀行   | 平成元年6月1日<br>～令和5年6月29日   |
| コスモス青山<br>（青山車庫跡地）<br>渋谷区神宮前五丁目53-15         | 東京ウィメンズプラザ及び賃貸用業務施設ビルを建設し、管理・運用する。               | 地積 10,645.83㎡<br>延床面積 41,027㎡<br>地上5階 地下4階<br>みずほ信託銀行  | 平成元年11月24日<br>～令和7年9月28日 |

|   |  |   |                         |
|---|--|---|-------------------------|
| 勝どきサンスクエア<br>（勝どき一丁目地区）<br>中央区勝どき一丁目402-9<br>ほか | 第一種市街地再開発事業を<br>実施し、受託者に帰属した施<br>設建築物を管理・運用する。 | 区分所有建物<br>建物敷地 2,905.98㎡のうち<br>669,826/1,000,000（1,946.50㎡）<br>延床面積 20,425㎡のうち9,674㎡<br>地上16階 地下2階<br>みずほ信託銀行 | 平成3年5月15日<br>～令和4年2月28日 |
|---|--|---|-------------------------|

#### (4) 都民の城（仮称）の活用

財務局では、令和元年9月に国から取得した旧こどもの城の土地・建物について、ダイバーシティの実現に向けた複合拠点「都民の城（仮称）」として活用することを目指している。また、「都民の城（仮称）」として利用するまでの間も無駄のないよう、建物の一部を東京2020大会にも役立てるとともに、将来的には、周辺都有地と合わせた一体的な活用を図り、都の様々な施策を実現していく。

都民の城（仮称）の概要については、第19表のとおりである。

第19表 都民の城（仮称）の概要

（令和3年3月31日現在）

| 所在地                   | 敷地面積      | 延床面積       | 構造                   | 階数            | しゅん功年月  |
|-----------------------|-----------|------------|----------------------|---------------|---------|
| 東京都渋谷区神宮前<br>五丁目53番1号 | 9,924.62㎡ | 41,699.87㎡ | 鉄骨造、鉄骨・鉄筋<br>コンクリート造 | 地上13階<br>地下4階 | 昭和60年9月 |

#### (5) 普通財産の管理及び処分

##### ア 普通財産の区分

普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（地方自治法第238条第3項及び同条第4項）。

財産運用部では、普通財産を「保有財産」、「貸付財産」及び「管理不適正財産」の3つに分類して管理している。

##### (ア) 保有財産

保有財産とは、貸付財産及び管理不適正財産以外の財産をいい、用途廃止や未利用のため各局から引き継がれた土地（建物を含むものもある。）及び先行取得した土地を、財務局において集中管理しているものの総称である。

財産運用部では、各局が事務事業用地として利用するよう調整を行い、有効活用を図っている。また、都で使用する見込みがないものについて、区市町村の取得希望がある場合はそれに応じて

売却し、取得希望がない場合は一般競争入札等により民間に売却している。

(イ) 貸付財産

貸付財産とは、賃貸借契約若しくは無償貸付契約又は地上権設定契約等に基づき、都以外の者に建物所有を目的として貸し付けている財産をいう。その多くは、明治・大正から昭和初期にかけて貸し付けた埋立地、河岸地及び公園予定地であった土地である。

河岸地は、都市計画事業の財源とするための収益を目的として維持され、その処分は禁止されていたが、昭和43年の都市計画法改正（処分禁止規定を削除）後は、借地人の買受け希望に応じて売却している。

(ウ) 管理不適正財産

管理不適正財産とは、現に権原を有しない者によって占有されている財産である。その大部分は、終戦直後の社会的混乱期に適正な手続がなされないまま使用開始されたなど、複雑な経緯を伴うものである。

令和3年度における財産運用部所管の主な普通財産は、第20表のとおりである。

第20表 財務局財産運用部所管普通財産

(令和3年3月31日現在)

| 区 分       | 種 類     | 件数 (件) | 数 量 (㎡)      | 台帳価格 (千円)     |
|-----------|---------|--------|--------------|---------------|
| 保 有 財 産   | 土 地     | 633    | 4,406,762.49 | 148,028,383   |
|           | 建 物     | 24     | 23,252.22    | 342,287       |
|           | 工 作 物   | 85     | —            | 621,462       |
|           | 立 木     | 1      | —            | 232           |
|           | 株 券 等   | 1      | —            | 1,598,329     |
|           | そ の 他   | 12     | —            | 180,317,345   |
|           | ( 小 計 ) | (756)  | —            | (330,908,037) |
| 貸 付 財 産   | 土 地     | 1,023  | 226,199.02   | 102,655,580   |
| 不 適 正 財 産 | 土 地     | 239    | 60,600.61    | 4,402,215     |
| 合 計       |         | 2,018  | —            | 437,965,832   |

(注) 各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある。

イ 普通財産の管理

## (ア) 保有財産

保有財産については、各局との財産の引継ぎ、所管換、移管のほか、維持・保全、運用等の管理業務を行っている。これらのうち、維持・保全等に係る業務全般については、平成13年度から公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。

## (イ) 貸付財産

貸付財産については、賃貸借契約の更新、借地権譲渡、建物新增改築及び使用目的変更等の承認事務を行っている。また、平成14年度からは、保有財産と同様、維持、保全等に係る業務全般について、公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。

貸付地の貸付料については、近隣の民有地代や固定資産税等を比較検討の上、改定を行っている。平成9年度までは2年ごとに、それ以降は3年ごとに見直しをしている。平成20年度には公租公課相当額をベースとした改定方法を導入し、一部で改定を実施している。

普通財産貸付状況（有償分）は、第21表のとおりである。

第21表 普通財産貸付状況（有償分）

(令和3年3月31日現在)

| 種 類 | 相手方数（人） | 数量（㎡）      | 賃 付 料     |             |
|-----|---------|------------|-----------|-------------|
|     |         |            | 年額（千円）    | ㎡当たり平均月額（円） |
| 土 地 | 689     | 254,516.84 | 3,526,664 | 1,155       |
| 建 物 | 0       | 0          | 0         | 0           |

（第22表記載の一時貸付を除く。）

（注）各計数は表示単位未満を四捨五入している。

## (ウ) 管理不適正財産

管理不適正財産については、個別案件ごとの原因を十分検討し、それぞれの事情に応じて住民と交渉を行うなどにより、管理の適正化に努めている。

## ウ 普通財産の処分等

財産運用部では、普通財産について、売払い、交換、譲与等の処分や所管換を行っているほか、貸付けにより有効活用を図っている。

## (ア) 売払い

普通財産の売払いについては、一般競争入札又は随意契約により行っている。

一般競争入札は、平成9年度に主に保有財産の売払いを対象として導入した。

また、平成13年度末からは、落札されなかった物件の売払いの促進のため、先着順又は媒介委託の手法を導入している。

なお、随意契約は、契約の相手方が特定される場合、狭小不整形などのため入札に適しない場合等に行っている。

(イ) 交換

交換については、都において公用又は公共用に供するため、都以外の者の所有する財産を必要とするとき等に行っている（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年東京都条例第25号）第2条）。

(ウ) 譲与

譲与については、道路として使用している土地を引き続き当該道路の敷地として使用するため、区市町村に譲渡するとき等に行っている（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条）。

(エ) 所管換

所管換とは、公有財産の有効活用のために調整等を行った結果、各局において事業用地として利用されることとなった財産の所管を、財務局長から当該局長に移すことをいう。

なお、異なる会計間における所管換については、原則有償で行う。

(オ) 貸付け

将来的な行政需要が見込まれるまでの有効活用を目的として、都が推進する施策との連動にも配慮しながら、事業用定期借地などの手法による貸付けを行っている。

また、行政目的での活用や、売払い等の処分に支障のない範囲で、短期間の一時的な貸付けを行うことでも財産の有効活用を図っている。

令和2年度における財産運用部所管普通財産の処理実績は第22表、普通財産（土地）の売払いの内訳は第23表、一般競争入札（売払い）の実施結果は第24表のとおりである。

第22表 令和2年度 普通財産処理実績

| 区分  | 種類  | 売払い・有償移管 |           |               | 交 換 |        |        |
|-----|-----|----------|-----------|---------------|-----|--------|--------|
|     |     | 処理数      | 数量 (㎡)    | 契約金額 (円)      | 処理数 | 数量 (㎡) | 金額 (円) |
| 保有  | 土地  | 16       | 11,629.39 | 3,126,670,906 | —   | —      | —      |
|     | 建物  | 1        | 10.34     | —             | —   | —      | —      |
|     | 工作物 | —        | —         | —             | —   | —      | —      |
|     | 立木  | —        | —         | —             | —   | —      | —      |
|     | 株券等 | —        | —         | —             | —   | —      | —      |
|     | その他 | —        | —         | —             | —   | —      | —      |
| 貸付  | 土地  | 16       | 1,720.04  | 327,838,566   | —   | —      | —      |
| 不適正 | 土地  | 10       | 1,151.52  | 56,002,512    | —   | —      | —      |

| 区分  | 種類  | 譲 与 |          | 所 管 換 |          | 有償貸付（一時貸付等） |            |
|-----|-----|-----|----------|-------|----------|-------------|------------|
|     |     | 処理数 | 数量 (㎡)   | 処理数   | 数量 (㎡)   | 処理数         | 数量 (㎡)     |
| 保有  | 土地  | 7   | 2,549.88 | 6     | 4,065.59 | 133         | 188,752.49 |
|     | 建物  | —   | —        | —     | —        | 4           | 14,434.07  |
|     | 工作物 | —   | —        | —     | —        | —           | —          |
|     | 立木  | —   | —        | —     | —        | —           | —          |
|     | 株券等 | —   | —        | —     | —        | —           | —          |
|     | その他 | —   | —        | —     | —        | —           | —          |
| 貸付  | 土地  | —   | —        | —     | —        | —           | —          |
| 不適正 | 土地  | —   | —        | —     | —        | 4           | 205.32     |

| 区分  | 種類  | 無償貸付（一時貸付） |            | 使用承認 |            | 合 計 |            |
|-----|-----|------------|------------|------|------------|-----|------------|
|     |     | 処理数        | 数量 (㎡)     | 処理数  | 数量 (㎡)     | 処理数 | 数量 (㎡)     |
| 保有  | 土地  | 23         | 516,372.36 | 45   | 212,589.95 | 230 | 935,959.66 |
|     | 建物  | —          | —          | 5    | 13,028.53  | 10  | 27,472.94  |
|     | 工作物 | —          | —          | —    | —          | —   | —          |
|     | 立木  | —          | —          | —    | —          | —   | —          |
|     | 株券等 | —          | —          | —    | —          | —   | —          |
|     | その他 | —          | —          | —    | —          | —   | —          |
| 貸付  | 土地  | —          | —          | —    | —          | 16  | 1,720.04   |
| 不適正 | 土地  | —          | —          | 1    | 31.44      | 15  | 1,388.28   |

(注) 1 第21表記載の普通財産貸付に係る貸付を除く。

2 売払い・有償移管は、財務局が2年度に処分をした実績であり、他会計計上分等（土地6件、9,153.60㎡、2,176,838,155円）を含む。

第23表 令和2年度 普通財産（土地）の売払い内訳

① 一般競争入札（全て保有財産）

| 区 分     |             | 件 数 | 面 積 (㎡)  | 金 額 (円)     |
|---------|-------------|-----|----------|-------------|
| 契 約 総 数 |             | 2   | 1,404.09 | 620,000,000 |
| 内<br>訳  | 元 年 度 落 札 分 | —   | —        | —           |
|         | 2 年 度 落 札 分 | 2   | 1,404.09 | 620,000,000 |

② 随意契約

| 区 分     |  | 件 数 | 面 積 (㎡)   | 金 額 (円)       |
|---------|--|-----|-----------|---------------|
| 保 有 財 産 |  | 14  | 10,225.30 | 2,506,670,906 |
| 貸 付 財 産 |  | 16  | 1,720.04  | 327,838,566   |
| 管理不適正財産 |  | 10  | 1,151.52  | 56,002,512    |
| 合 計     |  | 40  | 13,096.86 | 2,890,511,984 |

第24表 令和2年度 一般競争入札（売払い）の実施結果

| 区 分     |               | 件 数 | 面 積 (㎡)  | 契約金額 (円)    |
|---------|---------------|-----|----------|-------------|
| 入 札 総 数 |               | 3   | 1,489.70 | —           |
| 内<br>訳  | 落 札 さ れ た も の | 2   | 1,404.09 | 620,000,000 |
|         | 2 年 度 契 約 締 結 | 2   | 1,404.09 | 620,000,000 |
|         | 3 年 度 契 約 予 定 | —   | —        | —           |
|         | 申 込 み な し     | —   | —        | —           |

(注) 申込受理後に不調となったものがあるため、総数と内訳が一致していない。

(6) 評 価 事 務

ア 評価算定事務

不動産の取得、処分、交換、使用許可、借入れ、貸付け等に伴う評価事務及び建物その他物件の移転除却に伴う補償料の算定事務を行っている。

また、評価権を有する他の局との評価額の均衡を図り、都としての評価の一体性を確保するための価格の調整を行っている。

令和2年度の指導調整実績は542件であり、評価事務の実績は、第25表のとおりである。

なお、評価算定事務の主な内容は、次のとおりである。

## (ア) 土地、借地権等の評価

不動産の取得、処分、交換、使用許可、借入れ、貸付け等のために行う評価

## (イ) 建物等の評価

建物等の使用許可、借入れ、貸付け、処分等のために行う評価

## (ウ) 建物その他物件の移転除却に伴う補償料の算定

公共事業の用地取得における建物、工作物その他物件の移転等に伴って通常生じる損失の補償料の算定

第25表 令和2年度 評価事務実績

## ① 土地、借地権等の評価

| 区 分     | 件 数   | 面 積                   |
|---------|-------|-----------------------|
| 取 得     | 27 件  | 34,393 m <sup>2</sup> |
| 処 分     | 64    | 24,940                |
| 交 換     | 4     | 156                   |
| 使用料・貸付料 | 1,134 | 1,210,655             |
| 賃 借 料   | 107   | 46,260                |
| そ の 他   | 2     | 279                   |
| 計       | 1,338 | 1,316,683             |

## ② 建物等の評価

| 区 分     | 件 数 | 面 積              |
|---------|-----|------------------|
| 現 在 価 格 | 1 件 | - m <sup>2</sup> |
| 使用料・貸付料 | 549 | 145,322          |
| 賃 借 料   | 119 | 586,098          |
| そ の 他   | 11  | 27,406           |
| 計       | 680 | 758,826          |

(注) 各計数は、表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

## イ 東京都の事業の施行に伴う損失補償基準に関する事務

公共事業を実施する各起業者が適正かつ統一的な補償を行うため、全国の統一基準として公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日付閣議決定）が定められている。これに基づき、都においても、東京都の事業の施行に伴う損失補償基準（昭和38年9月30日付38財用評発第5号）及び損失補償基準実施細目（昭和38年9月30日付38財用評発第5号）を制定し、都が公共事業を実施する場合には、全てこれらに基づき補償を行っている。

なお、都の土地評価算定をよりの確にするための統一的基準として、東京都土地評価事務処理要

領（昭和63年3月31日付62財用評第30号）を定めている。

ウ 東京都財産価格審議会

この審議会は、東京都財産価格審議会条例（昭和28年東京都条例第26号）に基づき、知事の諮問に応じ、公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関して適正な価格及び料金の評定を行い、答申している。

審議会の組織は、知事が委嘱する9人の学識経験者と知事が任命する2人の都職員を委員として構成されている。会議は、毎月の定例会のほか随時臨時会を開催し、各局から提案される諮問議案を審議している。

令和2年度の東京都財産価格審議会の審議状況は、第26表のとおりである。

第26表 令和2年度 東京都財産価格審議会審議状況

① 審議状況

| 区 分  | 回数・件数               |
|------|---------------------|
| 会議開催 | 9 回                 |
| 現地調査 | 0 回                 |
| 審議案件 | 18 件（会議1回当たり平均件数2件） |

② 審議の内訳

| 内容別<br>財産別 | 財 産 別 |     |      | 計   |
|------------|-------|-----|------|-----|
|            | 土 地   | 建 物 | 工作物等 |     |
| 使 用 料      | 0 件   | 0 件 | 0 件  | 0 件 |
| 貸 付 料      | 2     | 1   | 0    | 3   |
| 賃 借 料      | 0     | 5   | 0    | 5   |
| 交 換 価 格    | 0     | 0   | 0    | 0   |
| 処 分 価 格    | 2     | 0   | 0    | 2   |
| 取 得 価 格    | 8     | 0   | 0    | 8   |
| そ の 他      | 0     | 0   | 0    | 0   |
| 計          | 12    | 6   | 0    | 18  |

(注) 1 工作物等（工作物、立木、船舶、航空機等）

2 その他（参考価格、他の補償の基礎となる価格等）

なお、軽易な事項で特に知事が指定するものについては、財務局財産運用部長に協議する（財務局長が評価するもの等は除く。）ことにより、審議会への付議を省略している。

令和2年度の財務局財産運用部長協議件数は332件（土地293件、建物0件、工作物等0件、その他39件）である。

#### エ 国土利用計画法関係事務

国土の利用計画を策定し、土地取引の規制その他土地利用の調整を行うことを目的とする国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づき知事が執行する事務のうち、基準地の標準価格を判定する事務及び価格審査事務を所管している。

その事務の内容及び執行状況については、次のとおりである。

##### （ア）基準地の標準価格判定事務

この事務では、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定により、知事が毎年1回基準地の標準価格（以下「基準地価格」という。）を判定するため、昭和50年以降、毎年実施している。

この基準地価格は、地価公示価格（地価公示法に基づき国が毎年1回公示している価格）と同様、公表することにより、一般の土地の取引価格の指標として利用されている。また、公共用地を取得する際の適正な補償金の額の算定等に使用されている。

対象区域は都内全域で、令和2年は宅地等1,267地点（市街化区域1,220地点、市街化調整区域14地点、非線引都市計画区域25地点、その他地域8地点）、林地11地点（市街化調整区域7地点、非線引都市計画区域2地点、その他区域2地点）の計1,278地点について、7月1日現在の適正な価格の調査を実施している。

なお、この調査結果は、毎年9月20日（原則）の東京都公報における告示及び東京都ホームページにおける公表に加え、都民情報ルーム、都立図書館及び全区市町村の窓口にて備えて、常時閲覧できるものとしている。

令和2年基準地価格用途別対前年変動率は、第27表のとおりである。

第27表 令和2年基準地価格用途別対前年変動率

(単位：%)

| 項目<br>地区         |       | 全 地 域 |      |       |     |      |      |      |     |      |      |
|------------------|-------|-------|------|-------|-----|------|------|------|-----|------|------|
|                  |       | 住宅地   |      | 宅地見込地 |     | 商業地  |      | 工業地  |     | 全用途  |      |
|                  |       | 2年    | 元年   | 2年    | 元年  | 2年   | 元年   | 2年   | 元年  | 2年   | 元年   |
| 区                | 都心5区  | 2.1   | 5.2  |       |     | 1.7  | 9.1  | 2.5  |     | 1.8  | 8.2  |
|                  | その他区  | 1.3   | 4.5  |       |     | 2.0  | 8.0  | 2.0  | 4.4 | 1.6  | 5.9  |
|                  | 部 全 域 | 1.4   | 4.6  |       |     | 1.8  | 8.4  | 2.1  | 4.4 | 1.6  | 6.5  |
| 多<br>摩<br>地<br>区 | 北多摩地区 | △0.4  | 1.5  |       |     | 0.2  | 3.5  | △0.7 | 1.4 | △0.2 | 1.9  |
|                  | 南多摩地区 | △0.7  | 0.5  | △2.2  | 0.0 | △0.6 | 1.3  |      | 1.3 | △0.7 | 0.6  |
|                  | 西多摩地区 | △2.6  | △0.4 |       |     | △1.7 | 0.0  | △0.7 | 2.8 | △2.3 | △0.1 |
|                  | 部 全 域 | △0.8  | 0.8  | △2.2  | 0.0 | △0.4 | 2.3  | △0.7 | 2.3 | △0.7 | 1.1  |
| 島 部              |       | △0.4  | 0.0  | 0.0   | 0.0 | △1.3 | △0.2 |      |     | △0.6 | △0.1 |
| 東京都全域            |       | 0.2   | 2.5  | △1.3  | 0.0 | 1.3  | 6.8  | 1.0  | 3.4 | 0.6  | 4.1  |

(注) 1 林地は、集計から除外した。

2 △印は、マイナスを示す。

(イ) 価格審査事務

a 監視区域に係る価格審査

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適切かつ合理的な土地利用の確保を図るため、監視区域における一定面積以上の土地取引について、事前届出を義務付け、知事が価格及び利用目的の審査、指導・勧告を行う制度を設けている（国土利用計画法第27条の6から第27条の9まで）。

都では、2,000㎡以上の土地取引について、価格及び利用目的の審査、指導・勧告を行っており、財務局ではそのうち価格の審査について所管している。

なお、現在同法により都知事が指定する監視区域は、小笠原村の都市計画区域（父島、母島）のみとなっている（小笠原村の監視区域の指定期間：令和2年1月5日から令和7年1月4日まで）。

令和2年度の監視区域に係る価格審査実績件数は、第28表のとおりである。

第28表 令和2年度 監視区域に係る価格審査実績件数

| 根 拠     | 区分 | 前年度から<br>繰越 | 受 付 | 審査前取下げ | 処 理 | 審査中 |
|---------|----|-------------|-----|--------|-----|-----|
| 国土利用計画法 | 届出 | 0 件         | 0 件 | 0 件    | 0 件 | 0 件 |

(注) 2,000㎡以上（500㎡以上2,000㎡未満の価格審査は、小笠原村長へ委任）

b 租税特別措置法施行令に基づく価格審査

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号若しくは第39条の98第10項第2号の規定により、国土利用計画法の適用のない1,000㎡以上の土地の譲渡に係る土地譲渡益重課税適用除外の「申出」については、価格審査を行うこととされている。ただし、租税特別措置法の一部改正により、土地譲渡益重課税適用規定の停止措置が令和5年3月31日まで延長されたため、価格審査は行っていない。

(7) 測 量 事 務

財産運用部では、財務局が行う事業用地の取得、財務局及び各局等の公有財産管理者（以下「財産管理者」と総称する。）が所管する公有財産（道路、河川、埋立地等の事業用地を除く。）の利活用、管理及び処分等、都の行政運営上不可欠な財産管理業務に必要な測量事務を実施している。また、財産管理者の要請に応じて現地調査への同行及び境界立会参画等における技術的な支援も行っている。

測量事務は、財産管理者から提出されるアの測量調査（依頼）に基づき開始し、各種の測量工種を組み合わせ作業を行い、必要な測量成果（測量図、登記図書等）を作成した後、依頼者である財産管理者に回答している。

ア 測量調査

測量調査は、財務局が行う用地取得や財産管理者の依頼に応じて都有財産の取得、管理及び処分並びに利活用に必要な測量成果を作成する事務である。

イ 現地調査

現地調査は、財産管理者が実施する行政財産自己点検、実地調査、用途廃止、所管換の事前調査等に同行し、敷地の境界、測量図等との整合についての調査を技術的に支援する事務である。

ウ 境界表示

境界表示とは、財産管理者が保管する測量図に基づいて、当該測量図上の境界点を現地に復元し、表示する事務である。

エ 資料調査

資料調査は、測量調査等の実施に当たり、財産管理者が保管する所有地に関する資料のほか、所有地に隣接する公共物（道路、河川等）管理者が保管する各種資料を調査する事務である。

また、法務局（登記所）において、土地所有権等の権利に関する情報及び地図（公図）その他測量図の調査を行う事務も含まれており、それら各種資料を調査収集し整理活用する事務である。

オ 調査確認測量

調査確認測量は、各種資料に基づき測量対象土地に関する実測調査を行い、現地の状況を把握するとともに、所定の成果を得るために今後必要となる作業を検討し、内容を調整する事務である。

カ 土地境界確定・確認等の申請

土地境界確定・確認等の申請は、公共用地（主に、国から都及び区市町村へ譲与された道路、水路等）と所有地との境界確定・確認等を行うため各種申請書を作成し、実務取扱者として公共物管理者と境界立会協議の調整を行う事務である。

キ 境界立会

境界立会は、財産管理者が公共物管理者及び所有地の隣接土地所有者等（以下「相手方」という。）に境界確認の立会いを求めた場合に、境界合意が円滑に形成されるよう技術的に支援を行う事務である。

また、相手方から土地境界確認等を求められたときは、当該財産管理者とともに立会協議に参画し、技術的な支援を行う事務も含まれている。

ク 測量成果の点検

測量成果の点検とは、「キ 境界立会」のうち、相手方からの求めに応じて土地境界確認書等の取り交しを行うに当たり、財産管理者の要請により、相手方が作成した測量図等の成果品が境界立会協議の合意内容に基づき作成されているか否かを検討し、技術的に点検する事務である。

ケ 図面作成

図面作成は、測量調査の成果品である敷地（用地）測量図のほかに、土地境界確定・確認等の申請に基づく成果品の土地境界図、隣接土地所有者と取り交す土地境界確認書に添付する測量図等を作成する事務である。

コ 境界標識設置

境界標識設置は、測量調査の実施に伴い、公有財産管理上又は公共物管理上必要な境界点にコンクリート杭又は金属標識（簡易な金属プレート、測量鋏を除く。）を埋設する事務である。

#### サ 登記図書作成

登記図書作成は、公有財産の管理及び処分に必要な嘱託登記を行う際に、測量調査の成果に基づき、登記に必要な図面及び不動産調査報告書等図書を作成する事務である。

令和2年度の測量事務実績は、第29表のとおりである。

第29表 令和2年度 測量事務実績

#### 処理件数

| 種別 | 件数    | 備考                        |
|----|-------|---------------------------|
| 直営 | 121 件 | 八王子堀之内里山保全地域公有化事業用地測量調査ほか |
| 委託 | 132 件 | 田園調布消防署久が原出張所敷地測量調査ほか     |
| 計  | 253 件 |                           |

## 測量（依頼）内容別

| 工 種 別            | 依頼件数  |      | 規 模                       | 備 考                                 |
|------------------|-------|------|---------------------------|-------------------------------------|
| 測量調査             | 直営    | 8 件  | 22,226.57 m <sup>2</sup>  | 測量筆数は直営24筆、委託195筆、合計219筆<br>規模は測量面積 |
|                  | 委託    | 25 件 | 400,376.63 m <sup>2</sup> |                                     |
|                  | 計     | 33 件 | 422,603.20 m <sup>2</sup> |                                     |
| 現地調査<br>(財産調査含む) | 直営    | 0 件  | 0.00 m <sup>2</sup>       | 規模は対象敷地（用地）面積                       |
|                  | 委託    | 0 件  | 0.00 m <sup>2</sup>       |                                     |
|                  | 計     | 0 件  | 0.00 m <sup>2</sup>       |                                     |
| 境界表示             | 直営    | 1 件  | 20.56 m                   | 規模は表示延長                             |
|                  | 委託    | 0 件  | 0.00 m                    |                                     |
|                  | 計     | 1 件  | 20.56 m                   |                                     |
| 資料調査             | 直営    | 33 件 | 124 か所                    | 件数は測量調査依頼箇所数<br>規模は資料の種類別           |
|                  | 委託    | 0 件  | 0 か所                      |                                     |
|                  | 計     | 33 件 | 124 か所                    |                                     |
| 土地境界確定・<br>確認等申請 | 直営    | 0 件  | 0.00 m                    | 規模は<br>公共用地境界確定等延長距離                |
|                  | 委託    | 21 件 | 16,545.07 m               |                                     |
|                  | 計     | 21 件 | 16,545.07 m               |                                     |
| 境界立会             | 直営    | 43 件 | 90 名                      | 規模は関係土地所有者数                         |
|                  | 委託    | 43 件 | 134 名                     |                                     |
|                  | 計     | 86 件 | 224 名                     |                                     |
| 測量成果の点検          | 直営    | 27 件 | 28 か所                     | 規模は点検した図面の種類別                       |
| 図面作成             | 直営    | 6 件  | 8 か所                      | 規模は作成した図面の種類別                       |
|                  | 委託    | 20 件 | 56 か所                     |                                     |
|                  | 計     | 26 件 | 64 か所                     |                                     |
| 境界標識設置           | 委託    | 7 件  | 13 か所                     | 規模は境界石等埋設数                          |
| 登記図書作成           | 直営    | 3 件  | 3 か所                      | 規模は登記の種類・目的別                        |
|                  | 委託    | 16 件 | 52 か所                     |                                     |
|                  | 計     | 19 件 | 55 か所                     |                                     |
| 合 計              | 253 件 |      |                           |                                     |

## (8) 用地等取得事務

## ア 用地等取得事務

事業用地等（保全緑地、小笠原諸島振興開発事業用地その他の事業用地等）の買収、交換、補償等に伴う土地所有者、物件所有者その他関係人との交渉、契約、登記等の事務を処理している。

## (ア) 保全緑地

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づく、自然の保護を図るために必要な土地（自然環境保全地域、緑地保全地域、歴史環境保全地域等）

## (イ) 小笠原諸島振興開発事業用地

小笠原諸島の振興開発事業に伴う道路、河川、福祉施設、国立公園等諸島内の用地

## (ウ) その他の事業用地等

庁舎、事業所等の土地、建物等

令和2年度の用地取得実績（契約件数）は、第30表のとおりである。

第30表 令和2年度 用地取得実績（契約件数）

|     | 事業名           | 件数  | 面積                       | 金額          |
|-----|---------------|-----|--------------------------|-------------|
| 用途別 | 保全緑地          | 9件  | 21,443.10 m <sup>2</sup> | 1,750,888千円 |
|     | 小笠原諸島振興開発事業用地 | 1   | 198.97                   | 1,254       |
|     | その他の事業用地等     | 4   | 1,439.87                 | 309,419     |
|     | 計             | 14  | 23,081.94                | 2,061,561   |
| 会計別 | 会計名           | 件数  | 面積                       | 金額          |
|     | 一般会計          | 13件 | 21,945.09 m <sup>2</sup> | 1,755,635千円 |
|     | 用地会計          | 1   | 1,136.85                 | 305,926     |
|     | 計             | 14  | 23,081.94                | 2,061,561   |

(注) 各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある。

## イ 用地会計

用地会計は、公共用地の取得を容易にし、事務・事業の円滑な推進を図るとともに、用地買収に関する経理を明確にするために設置された財産運用部で所管している特別会計である。

用地会計では、都債を財源とした先行取得のほか、定額資金を運用した弾力的かつ機動的な先行取得を行っている。

令和3年度の用地会計の用地買収費は、第31表のとおりである。

第31表 令和3年度 用地会計の用地買収費

| 区 分         | 金 額   |
|-------------|-------|
| 単 独 事 業 用 地 | 55 億円 |
| 住 宅 用 地     | 0     |
| 道 路 用 地     | 0     |
| 河 川 用 地     | 4     |
| 公 園 用 地     | 12    |
| 再 開 発 用 地   | 0     |
| 下 水 道 用 地   | 0     |
| 港 湾 施 設 用 地 | 16    |
| 資 金         | 39    |
| 合 計         | 125   |

(注) 各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある。

#### (9) 土 地 収 用

土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づき、同法第3条各号に該当する公共事業のために必要な用地等を収用又は使用するための事務を行っている。

主な事務は、次のとおりである。

- ア 事業準備のための土地立入許可及び公告
- イ 起業者・土地所有者等関係当事者間のあっせん、仲裁
- ウ 事業認定
- エ 国の事業認定縦覧手続
- オ 手続保留及び手続開始の告示
- カ 代執行
- キ 特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定
- ク 区市町村長等に対する収用事務に係る相談・指導

なお、令和2年度の土地収用事務処理状況は、第32表のとおりである。

第32表 令和2年度 土地収用事務処理状況

| 事務内容       | 件数 |
|------------|----|
| 事業認定       | 0件 |
| 国の事業認定縦覧手続 | 0  |
| 手続開始の告示等   | 1  |
| 代執         | 0  |

平成13年の土地収用法の一部改正に伴い、事業認定庁として知事が公共事業のための土地収用に係る事業認定の判断を行うに際し、その中立性及び透明性を高めるため、第三者機関を設置して意見聴取を行う旨が規定された。そのため、平成14年度から東京都土地収用事業認定審議会条例（平成14年東京都条例第30号）に基づき、東京都土地収用事業認定審議会を設置している。この審議会は、知事から委員に任命された7人の学識経験者等をもって組織されている。

なお、第三者機関の意見を聴取しなければならないのは、利害関係人から意見書が提出され、かつ、その内容が、事業認定庁として知事が行おうとしている事業認定に関する処分と相反するものであるときに限られており、本審議会の審議実績は、平成16年度及び平成22年度の各1回、合計2回となっている。

また、令和元年6月に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）が全面施行され、土地収用法の事業認定を受けた収用適格事業等の起業地又は事業地内にある特定所有者不明土地を収用等するときは、土地収用法に基づく権利取得裁決及び明渡裁決を一本化した裁定を知事が行えることとなっている。

#### (10) 国有財産の管理

地方自治法に定められた法定受託事務として、国土交通省所管国有財産の管理事務を行っている。ただし、建設局に対し平成16年4月1日付けで土地境界確定事務及び資料の整理保管・閲覧事務を、平成19年4月1日付けで建設局所管事業に係る国土交通省所管国有財産の管理事務を事務移管したため、財産運用部では、それらを除く国有財産を所管し、管理している。

具体的には、国有財産法（昭和23年法律第73号）、道路法（昭和27年法律第180号）等の法令に基づき、国土交通省所管国有財産に対しての境界確認立会い、区市町村への国有財産譲与等の財産管理事務及びこれらに伴う登記事務並びに国有財産に係る問合せ等に対応している。

令和2年度の国有財産管理事務処理状況は、第33表のとおりである。

第33表 令和2年度 国有財産管理事務処理状況

| 事 項                                   | 件数  | 数 量 (㎡) |
|---------------------------------------|-----|---------|
| 用 途 廃 止                               | 0 件 | 0       |
| 交 換                                   | 0   | 0       |
| 譲 与 ( 変 更 申 請 等 )                     | 38  | —       |
| 開 発 行 為 に 伴 う 編 入 同 意                 | 0   | 0       |
| 土 地 区 画 整 理 事 業 に 基 づ く 編 入 同 意 等     | 0   | 0       |
| 登 記                                   | 0   | —       |
| 土 地 区 画 整 理 事 業 に 伴 う 土 地 の 消 滅 ・ 帰 属 | 0   | 0       |
| 国 有 財 産 へ の 問 合 せ 等                   | 26  | —       |
| 国 有 地 立 会 依 頼 に 伴 う 境 界 確 認 立 会 い     | 7   | —       |
| 合 計                                   | 71  |         |

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月から施行され、平成17年3月末日をもって、法定外公共物である里道・水路等の国有財産のうち、機能を有するものについて機能管理者である区市町村への譲与手続（国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号）がほぼ完了した。これにより、譲与された法定外公共物は区市町村が自治事務として機能管理及び財産管理を共に行うことになった。

また、道路法等特別法の適用を受ける法定公共物である国有財産についても、この法定外公共物の譲与手続と併せて区市町村に対し譲与の推進を図り、その手続は原則完了した。

しかし、区市町村等への譲与対象となる国有財産でありながら、譲与未了の場合の追加申請及び譲与受け後に生じた変更申請等の手続については、現在においても、国土交通省所管の法定受託事務として財産運用部が行っている。

さらに、外部、関係部署等からの所管不明国有財産に関する問合せへの対応に加え、譲与した法定外公共物の財産管理を区市町村等が円滑に行うことができるよう、国土交通省等との連絡調整、資料及びノウハウを提供する等の支援を行うほか、相談にも応じている。

## 4 建築保全部

|   |     |
|---|-----|
| (1) 概 説                                 | 105 |
| (2) 都有建築物の整備                            | 105 |
| (3) 技術管理事務                              | 110 |
| (4) 建築物保全事務                             | 114 |
| (5) 庁舎管理事務                              | 114 |
| (6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会<br>競技施設の整備 | 120 |



**(1) 概 説**

建築保全部は、庁舎等都有建築物の設計及び施工、各局の保全業務への技術支援、本庁舎等の管理、運営、整備等を行っている。

主な事務は、次のとおりである。

- ア 各局からの工事施行委任に基づく建築工事等の設計及び監督並びに建設計画の調整
- イ 東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号）に基づく工事関係基準及び標準仕様書並びに工事積算単価等の設定
- ウ 建築工事等の技術に係る標準化及び調整並びに調査及び研究
- エ 東京都建築物等保全規程（平成10年東京都訓令第1号）に基づく保全関係基準及び標準仕様書並びに保全積算単価等の設定
- オ 建築物保全の技術に係る標準化、調整、調査及び研究
- カ 本庁舎の管理、運営及び整備並びに飯田橋庁舎及び総合庁舎等の財産管理

**(2) 都有建築物の整備**

建築保全部では、各局から委任を受け、教育・文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、庁舎等の建設並びに既設の都有建築物の改築及び改修、設備更新等の工事を施工している。

**ア 基本指針**

建築保全部では、都有建築物を適切かつ効果的に整備していくため、計画から維持管理までのライフサイクルを通じて最も基本的な7つの事項である、①整備目的の的確な反映（設計・建設条件の明確化）、②長寿命化の実現（品質確保の推進）、③コスト管理の徹底（総合的なコスト管理を踏まえた施設づくり）、④総合的な安全性の確保（災害に強い施設づくり）、⑤利用者の視点の重視（利便性の高い施設づくり）、⑥地域のまちづくりへの貢献（都市景観などに配慮した施設づくり）、⑦地球環境への配慮（総合的な環境施策を反映した施設づくり）を、「公共建築物整備の基本指針」としている。

**イ 企画・計画段階からの関与**

都有建築物の建設に当たっては、企画・計画段階から建設目的を明確にし、適切な条件整備を図っていくことが重要である。特に、特殊・大型施設の建築工事については、計画時における技術的な調査及び検討が極めて重要であることから、建築保全部では必要に応じて計画策定段階から参加し、局に対して設計と条件の整理、技術的・専門的な指導、助言等の技術協力を行っている。

**(ア) 基本計画**

基本計画では、計画諸条件の整理と類似計画の調査、分析等に基づき計画の目標を確立し、工

期や工事費に基づく複数の計画モデルを作成及び検討した上で、最適な規模、配置計画、平面計画及び構造方式を選定している。

(イ) 工事予算調書

各局が施設整備計画書による都有建築物整備の予算要求を行う際に、局の依頼を受けてその資料となる工事予算調書を作成している。作成に当たっては、技術及びコストの面から技術的評価を行い、施設整備の適正化を図っている。

財務局見積りによる工事予算調書の作成依頼件数は、第34表のとおりである。

第34表 財務局見積りによる工事予算調書の作成依頼件数

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 151 件  | 120 件  | 80 件  | 102 件 | 88 件  |

ウ 工事の設計及び監督

施行委任を受けた工事においては、基本設計から実施設計及び工事監督までを一貫して担当している。

(ア) 基本設計

基本設計は、基本計画段階での検討を踏まえて、具体的な平面、立面及び断面の検討を行い、基本設計図にまとめあげる。また、空間計画の具体化と構造及び設備、防災システムの選択並びにコスト配分などの検討を行い、基本設計説明書、工事費概算書、透視図、模型等の作成を行う。

設計に当たっては、最適な設計者による質の高い設計を目指し、設計者の選定にプロポーザル方式を導入している。さらに、設計の質を向上させるため、設計レビュー（審査）及び設計VE（バリュー・エンジニアリング＝品質を確保しながらコストを下げるコスト管理手法）を実施している。

(イ) 実施設計

実施設計は、基本設計を基に意匠設計図、構造計算、構造図、設備図及び仕様書を作成するほか、予定工事費の算出、耐久性、安全性等の総合的なチェック及び各種許認可の手続を行う。

(ウ) 工事監督

工事監督は、工事請負契約の適正な履行及び工事品質を確保するため、契約書及び設計図書に基づき、工事請負者への指示、協議等を行うとともに、工事現場の立会い等により材料及び施工の検査を実施する。また、近隣居住者への対応及び工事現場の安全確認を行うほか、法令遵守の確認、建設副産物のリサイクルの状況、不正軽油の排除など社会的要請に対応した業務を行う。

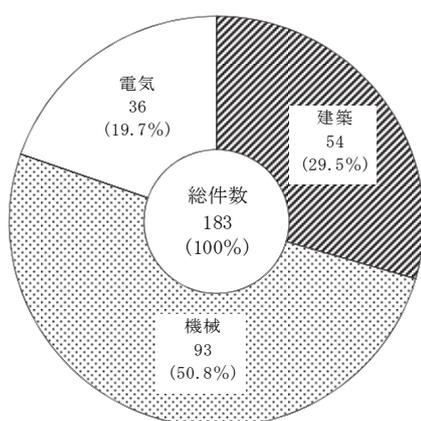
さらに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づく施工体制の適正化点検を厳正に行うとともに、完了後には工事成績評定を行い、業者指名等のデータ及び総合評価方式の評価に活用している。

エ 工事実績

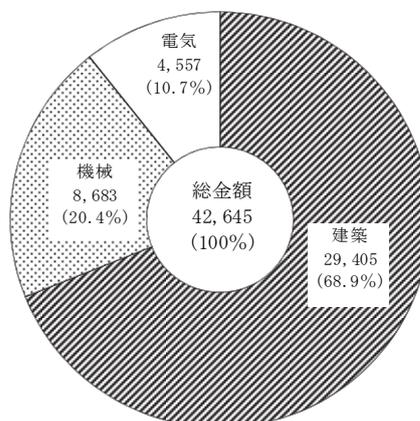
令和2年度工事執行状況（財務局自局施行工事を含む。）、年度別工事執行状況及び令和2年度主要工事施行状況は、それぞれ、第5図、第35表及び第36表のとおりである。

第5図 令和2年度 工事執行状況（財務局自局施行工事を含む。）

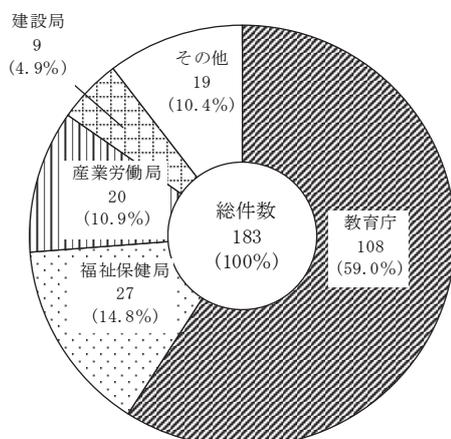
1 工種別工事件数（件）



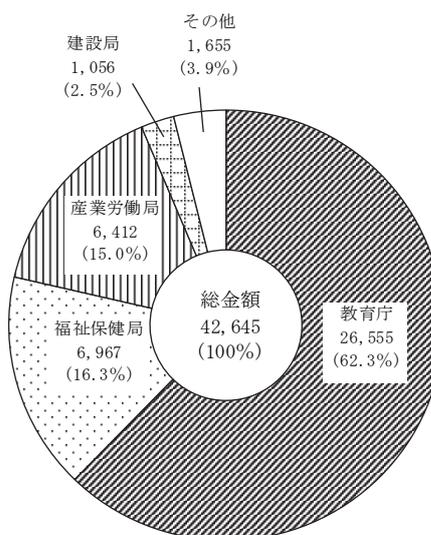
2 工種別工事費支出済額（百万円）



3 局別工事件数（件）



4 局別工事費支出済額（百万円）



第35表 年度別工事執行状況

（単位：件、百万円）

| 年度 | 建築 |         | 機械  |        | 電気 |        | 計   |         |
|----|----|---------|-----|--------|----|--------|-----|---------|
|    | 件数 | 金額      | 件数  | 金額     | 件数 | 金額     | 件数  | 金額      |
| 28 | 94 | 61,782  | 118 | 20,383 | 49 | 10,773 | 261 | 92,938  |
| 29 | 75 | 40,354  | 99  | 9,222  | 48 | 5,046  | 222 | 54,622  |
| 30 | 84 | 51,262  | 132 | 22,891 | 56 | 9,262  | 272 | 83,415  |
| 元  | 74 | 140,297 | 146 | 22,835 | 55 | 20,761 | 275 | 183,892 |
| 2  | 54 | 29,405  | 93  | 8,683  | 36 | 4,557  | 183 | 42,645  |

（注）金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

第36表 令和3年度 主要工事施行状況

| 着工年度                      | 工事件名                                 | 工事概要                                | 工期    | 金額<br>(百万円) | 局名    | 工事場所 |
|---------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------|-------------|-------|------|
| 平成30年度                    | 産業交流拠点（仮称）及び八王子合同庁舎(30)新築工事          | S造、一部SRC造<br>地下1階、地上7階<br>延 29,130㎡ | 令4.2  | 11,111      | 産業労働局 | 八王子市 |
|                           | 立川駅南口東京都・立川市合同施設（仮称）(30)新築工事         | SRC造、一部S造<br>地下1階、地上7階<br>延 9,034㎡  | 令3.10 | 2,833       | 産業労働局 | 立川市  |
| 令和元年度                     | 東京都渋谷合同庁舎(31)新築工事                    | S造<br>地上7階<br>延 5,738㎡              | 令3.8  | 2,383       | 主税局   | 渋谷区  |
|                           | 都立豊島高等学校(31)改築工事                     | RC造、一部S造・SRC造<br>地上4階<br>延 15,161㎡  | 令3.9  | 5,186       | 教育庁   | 豊島区  |
|                           | 都立光明学園(31)北棟改築工事                     | RC造、一部S造<br>地上3階<br>延 8,143㎡        | 令3.11 | 2,772       | 教育庁   | 世田谷区 |
|                           | 都立永山高等学校(31)改築工事                     | RC造<br>地上4階<br>延 10,341㎡ ほか         | 令3.11 | 3,709       | 教育庁   | 多摩市  |
|                           | 都立立川学園特別支援学校（仮称）(31)増築工事             | RC造、一部S造<br>地上4階<br>延 7,798㎡        | 令4.1  | 2,247       | 教育庁   | 立川市  |
|                           | 東京都八重洲駐車場(31)改修工事                    | RC造<br>地下2階<br>延 13,407㎡            | 令4.1  | 1,026       | 建設局   | 中央区  |
| 都立神代高等学校(31)体育館ほか改築及び改修工事 | RC造、一部SRC造・S造<br>地上3階<br>延 3,261㎡ ほか | 令3.12                               | 1,643 | 教育庁         | 調布市   |      |

| 着工年度    | 工事件名                         | 工事概要  | 工期    | 金額<br>(百万円) | 局名                | 工事場所 |
|---------|------------------------------|---|-------|-------------|-------------------|------|
| 令和2年度   | 都立小中高一貫教育校(仮称)(2)新築工事        | R C造、一部S造<br>地上3階<br>延 9,233㎡ ほか              | 令4.6  | 2,901       | 教育庁               | 立川市  |
|         | 都立矢口特別支援学校(2)校舎棟改築工事         | R C造、一部S造<br>地上4階<br>延 12,110㎡                | 令4.6  | 3,683       | 教育庁               | 大田区  |
|         | 東京都東村山福祉園(2)改築工事             | R C造、一部S造<br>地上2階<br>延 8,940㎡ ほか              | 令5.2  | 3,244       | 福祉保健局             | 東村山市 |
|         | 東京都足立児童相談所(2)改築工事            | R C造<br>地上3階<br>延 3,620㎡                      | 令5.2  | 1,486       | 福祉保健局             | 足立区  |
|         | 東京都島しょ農林水産総合センター大島事業所(2)改築工事 | R C造<br>地上4階<br>延 1,942㎡ ほか                   | 令5.9  | 1,647       | 産業労働局             | 大島町  |
|         | 都立日野高等学校(2)改築工事              | R C造<br>地上4階<br>延 10,657㎡ ほか                  | 令5.6  | 3,775       | 教育庁               | 日野市  |
|         | 都立町田の丘学園(2)西校舎棟ほか改築工事        | R C造、一部S造<br>地上3階<br>延 6,915㎡ ほか              | 令5.2  | 2,827       | 教育庁               | 町田市  |
| 令和3年度   | 都立立川地区チャレンジスクール(仮称)(3)新築工事   | R C造、一部S造<br>地下2階、地上3階<br>延 13,930㎡ ほか        | 令6.9  | 4,835       | 教育庁               | 立川市  |
| 令和3年度予定 | 東京都しごとセンター(3)改修工事            | S R C造、一部R C造・S造<br>地下3階・地上25階<br>延 41,971㎡   | 令6.10 | -           | 産業労働局             | 千代田区 |
|         | 都立南多摩地区特別支援学校(仮称)(3)新築工事     | R C造、一部S造・S R C造<br>地上4階<br>延 13,700㎡         | 令6.1  | -           | 教育庁               | 八王子市 |
|         | 都立光明学園(3)南棟改築工事              | R C造、一部S造<br>地上3階<br>延 7,207㎡                 | 令6.2  | -           | 教育庁               | 世田谷区 |
|         | 東京アクアティクスセンター(3)改修工事         | S造、一部S R C造・R C造<br>地下1階・地上4階<br>延 64,405㎡ ほか | 令5.2  | -           | オリンピック・パラリンピック準備局 | 江東区  |

(注) 1 平成30年度から令和3年度欄については、議会付議した建築工事で、工期が令和3年6月1日以降の工事を記載している。なお、工期及び金額については、契約時点のものである。

2 令和3年度予定は、令和3年第三回定例会以降の議会付議予定の建築工事である。

3 S造：鉄骨造、R C造：鉄筋コンクリート造、S R C造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

## オ 主要施設10か年維持更新計画

### (ア) 計画策定の背景

都有施設は、昭和40年代及び平成一桁の時期にその多くが整備され、これらが更新時期を迎え

ている中、都民サービスに影響を与えないよう、平成21年2月に「主要施設10か年維持更新計画」を策定し、計画的な維持更新を着実に進めてきた。

一方、計画策定から6年が経過し、公共建築物の長寿命化など新たな行政課題に適切に対応するため、平成27年3月に「第二次主要施設10か年維持更新計画」を策定した。

(イ) 整備対象施設

- ・ おおむね築35年を経過し、延床面積3,000㎡以上の施設
- ・ おおむね築10年を経過し、延床面積10,000㎡以上の施設
- ・ その他、維持更新が特に必要な施設

(ウ) 計画を実施していく上での具体的な取組

- ・ 建築物の長寿命化を推進
- ・ 行政施策を反映した施設整備を推進
- ・ 都の施策と連動させた取組を推進

(エ) 計画期間

平成27年度から令和6年度までの10年間

（第Ⅰ期：平27～30、第Ⅱ期：令元～3、第Ⅲ期：令4～6）

※ なお、本計画については、環境対策等の都政の重要課題に対応していくため、新たな計画の策定に向け、現在検討を進めている。

**(3) 技術管理事務**

東京都工事施行規程の所管局として、都の工事施行基準等に関する調整業務並びに設計、積算及び施工に係る技術情報の提供業務等を通して都の営繕組織の支援を行っている。

また、国土交通省及びその他省庁との情報交換と併せ、庁内各部局、区市及び各種団体との連絡、調整等を行うなど、都の公共工事の技術情報センターとしての役割を果たしている。

ア 工事関係基準の調整等

東京都工事施行規程に基づき、東京都工事関係基準協議会の事務局として、単価、設計及び施工基準類の全庁調整を行っている。

また、財務局が執行する工事の設計基準、監督基準、委託基準等の策定等を行っている。

イ 東京都工事標準仕様書の策定

東京都工事施行規程に基づき、土木、建築、機械及び電気の標準仕様書の策定等を行っている。

ウ 標準建物予算単価の設定

各局が建物の種類、規模等に応じて適正な予算見積りができるように、毎年度、標準建物予算単価

を定めている。

#### エ 工事積算標準単価の設定

工事積算標準単価は、工事費を積算するための基礎となるもので、労務費、材料費、機械器具費等から構成されている。この工事積算標準単価については、市場価格の変動に応じて年4回の改正を行っている。

また、主要資材価格は、原則として毎月改正を行っている。

なお、東京都で独自調査を行った材料単価及び公共工事設計労務単価により設定した労務単価については、東京都工事設計単価表として公表している。

#### オ 建築工事等の技術の標準化及び調査・研究

急速な技術革新に対応できるよう、建築技術の調査・研究及び資料の整備を行っている。

また、各局に対して設計及び工事の技術指導を行い、建築技術の標準化を図っている。

#### カ 各関係機関との連絡調整等

国（国土交通省、経済産業省等）、道府県、政令指定都市等と建築技術に関する情報交換を行っている。

また、東京都建築協議会、東京都及び特別区、26市建築技術連絡協議会等を通じて、各局及び区市町村と連絡調整を行っている。

#### キ 耐震改修等及び震災発生後対策

庁内横断型会議の「耐震化推進会議」の下に都立施設の「耐震性に係るリスト」と「耐震化整備プログラム」を公表し、耐震化を計画的かつ効果的に進めることができるよう、各局に対する技術的支援等を行ってきた。耐震化未完了の施設について引き続き関係各局と連携し、耐震化の完了に向けて取り組んでいる。

また、震災発生後対策として、応急危険度判定員の養成及び支援組織づくりを進めている。

#### ク 公共事業及び公共施設のコスト管理

東京都公共施設等コスト管理情報連絡会の事務局として、各局が行っている公共事業及び公共施設のコスト管理に係る情報の共有化や、関係各局への連絡調整等を行っている。

#### ケ 総合評価方式の実施

総合評価方式は、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し、落札者を決定する入札方式で、価格だけによる競争入札とは異なり、より技術力の高い企業が落札者となることで、品質の向上や企業の技術開発の促進の効果が期待されている。

なお、過去5年間の総合評価方式の実績件数は、第37表のとおりである。

第37表 年度別総合評価方式実績

| 種別     |         | 年度 |    |    |    |    |
|--------|---------|----|----|----|----|----|
|        |         | 28 | 29 | 30 | 元  | 2  |
| 総合評価方式 | 技術提案型   | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
|        | 技術力評価型  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|        | 技術実績評価型 | 15 | 12 | 16 | 17 | 9  |
|        | 施工能力審査型 | 8  | 13 | 4  | 3  | 4  |

コ プロポーザル方式の実施

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の制定及び公正性・説明責任を求める社会的機運の高まりから、プロポーザル方式を平成18年度から導入した。

プロポーザル方式とは、より良い設計者を適切に選定するため、建築設計を委託する際に、技術力や経験、業務実施体制などを含めた技術提案書の提出を求め、その評価をもって設計者を選ぶ方式である。

過去5年の実績件数は、平成28年度は2件、平成29年度は4件、平成30年度は5件、令和元年度は5件、令和2年度は4件であり、令和3年度は6件を予定している。

サ 検査業務

(ア) 間接検査

建築保全部で執行した建築及び設備工事（解体及び修理を含む。）並びに調査、設計及び監理業務委託について、検査を実施している。

(イ) 電気事業法に基づく自主検査等

建築保全部が施工する工事に係る自家用電気工作物について、使用の開始前に電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき自主検査を実施している。

自主検査では、計画との整合及び法令で定める技術基準への適合を確認している。

また、受電電圧1万V以上の自家用電気工作物に係る工事などでは、自主検査完了後、検査の実施体制等について経済産業大臣による安全管理審査を受けている。

なお、年度別間接検査の実績は、第38表のとおりである。

第38表 年度別間接検査等実績

| 種 別         |             | 年 度 |     |     |     |     |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|             |             | 28  | 29  | 30  | 元   | 2   |
| 間           | 土 木 工 事     | 2 件 | 1 件 | - 件 | 1 件 | - 件 |
|             | 建 築 工 事     | 21  | 20  | 23  | 18  | 6   |
| 接           | 機 械 設 備 工 事 | 1   | 5   | 3   | 1   | 1   |
|             | 電 気 設 備 工 事 | 5   | 7   | 6   | 1   | 4   |
| 検           | 設 計 委 託     | 61  | 50  | 32  | 40  | 29  |
|             | 各 種 調 査 委 託 | 8   | 7   | 4   | 11  | 3   |
|             | 監 理 業 務 委 託 | 62  | 54  | 50  | 59  | 37  |
| 査           | 小 計         | 160 | 144 | 118 | 131 | 80  |
| そ<br>の<br>他 | 自 主 検 査     | 17  | 17  | 15  | 26  | 19  |
|             | 小 計         | 17  | 17  | 15  | 26  | 19  |
| 計           |             | 177 | 161 | 133 | 157 | 99  |

(注) 工事件数には、解体及び修理の件数を含む。

## シ その他

### (ア) 発注支援業務

総合評価方式及びプロポーザル方式の実施に当たり、技術管理課では、技術提案書の審査業務を支援している。

### (イ) 設計支援業務

- 平成14年度から、設計の品質を確保するための設計レビューを行っている。過去5年の実績件数は、平成28年度は9件、平成29年度は2件、平成30年度は7件、令和元年度は9件、令和2年度は7件であり、令和3年度は9件を予定している。
- 平成27年度から、民間の新技术を活用するため「財務局建築技術革新支援事業」を実施している。

### (ウ) 都有建築物のゼロエミッション化推進

『「未来の東京」戦略』（2021年3月）に掲げる東京の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標（2030年度目標：2000年度比で50%削減）の達成に向け、都有施設の改築等に「省エネ・再エネ東京仕様」（令和2年6月改正）を適用するとともに、不断の見直しを行い、都有建

建築物のゼロエミッション化を目指し取り組んでいる。

#### (4) 建築物保全事務

##### ア 建築物保全に係る規程等の整備

建築物の適正な保全を実施するため、東京都建築物等保全規程に係る基準、指針、標準仕様書、標準単価等を各施設の保全業務に適用し、活用している。

##### イ 建築物保全に係る情報連絡体制の整備

東京都建築物等保全情報連絡協議会（平成10年設置）を運営し、各局の施設管理者に対して建築物の適正な保全に関する情報提供を行っている。

##### ウ 保全業務支援システムによる計画的な保全業務の支援

計画的な保全には、建物の運用期間中に発生する改修工事内容、エネルギー使用量などの保全履歴を継続的に把握することが必要となる。そのため、平成19年度に保全履歴を管理するシステムを構築し、平成20年度に一部運用を開始した後、平成22年度から本運用を行っている。

##### エ 保全コールセンターによる施設管理者への支援

平成15年度から、都有建築物の維持管理に対する相談及び施設管理者への技術支援のための保全コールセンターを設置し、①建物管理委託仕様書の作成及び積算に関する相談、②施設の劣化及び設備の故障による緊急時の現場対応、③復旧に必要な修繕並びに工事の設計及び積算に関する技術支援、④企画・計画・立案の資料となる劣化状況等調査及び基本調査の委託に関する技術支援を行っている。

なお、令和2年度の相談件数は、300件である。

##### オ 保全に関する各種講習会の実施

平成16年の建築基準法（昭和25年法律第201号）改正により、平成17年から都有施設においても建築物及び建築設備の定期点検が義務付けられたことから、各局施設管理者に対し、法令に基づく点検内容について実地講習を行い、円滑かつ確実に点検を行うことができるよう技術的支援を行っている。

また、施設の維持管理に関する技術的知識及び経験の少ない施設管理者を対象として、維持管理の基礎知識と、建物管理委託の発注図書を作成について、講習会を開催している。

#### (5) 庁舎管理事務

本庁舎の建物及び敷地、飯田橋庁舎（一部）等の管理及び使用許可その他の事務を行っている。

##### ア 庁舎等の現状

庁舎の概要は、第39表のとおりである。

第39表 庁舎の概要

(7) 本庁舎

(令和3年8月1日現在)

| 庁舎名    | 所在  | 敷地面積                                     | 延床面積                         | 高さ         | 階数               | 人員          |
|--------|-----|--|------------------------------|------------|------------------|-------------|
| 第一本庁舎  | 新宿区 | m <sup>2</sup><br>14,349.80<br>(歩道橋を除く。) | m <sup>2</sup><br>196,755.04 | m<br>243.4 | 階<br>地上48<br>地下3 | 人<br>約7,200 |
| 第二本庁舎  | 〃   | 14,030.29                                | 139,949.78                   | 163.3      | 地上34<br>地下3      | 約5,700      |
| 都議会議事堂 | 〃   | 14,564.03                                | 17,246.63<br>(44,986.70)     | 41.1       | 地上7<br>地下1       | 約300        |
| 計      |     | 42,944.12                                | 353,951.45<br>(381,691.52)   |            |                  | 約13,200     |

(注) 延床面積の( )は、議会局所管分を含む。

(イ) その他の庁舎

(令和3年8月1日現在)

| 庁舎名      | 所在  | 延床面積 (m <sup>2</sup> ) | 備考            |
|----------|-----|------------------------|---------------|
| 東京都飯田橋庁舎 | 新宿区 | 8,090.26               | 水道局管理の床面積を除く。 |

イ 総合庁舎の現況

特別区総合庁舎に関する基本方針（昭和35年6月庁議決定）により設置された総合庁舎の管理及び連絡調整を行っている。

総合庁舎の現況は、第40表のとおりである。

第40表 総合庁舎の現況

(令和3年8月1日現在)

| 庁舎名     | 所在地               | 建物面積 (m <sup>2</sup> ) |           | 敷地面積 (m <sup>2</sup> ) |           |
|---------|-------------------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
|         |                   | 都所有                    | 区所有       | 都所有                    | 区所有       |
| 葛飾区総合庁舎 | 葛飾区立石<br>五丁目13番1号 | 3,296.59               | 21,695.77 | 5,540.11               | 12,830.13 |
| 品川区総合庁舎 | 品川区広町<br>二丁目1番36号 | 6,118.71               | 21,965.69 | 1,778.41               | 6,833.57  |
| 2か所     | 計                 | 9,415.30               | 43,661.46 | 7,318.52               | 19,663.70 |

ウ 庁舎調整事務

(ア) 組織改正等に伴う事務室割当及び移転の調整

本庁舎の事務室スペースについては、事務室割当基準に基づき、各局ごとに必要面積を算定し、割当を行っている。

また、執務室のレイアウトについては、パターンを定め、ゾーニングを含むレイアウト管理を行っている。

本庁舎は、平成3年4月に開庁してから30年が経過し、この間の組織の新設、統廃合や職員数の変化等から、各局に割り当てた事務室面積等に不均衡が生じている。そこで、都庁舎改修や組織改正に伴う庁舎内移転の実施に合わせて是正を図るとともに、事務室スペースの効率的な活用を指導している。

(イ) 庁舎の有効活用及び調整

新たな事務室スペース需要に対し、組織改正等の際に調整して創出した空きスペースを割り当てるなど、臨機応変に本庁舎の有効活用を図っている。

また、公募選定により第一本庁舎南北展望室に飲食・物販店を、第二本庁舎及び都議会議事堂にコンビニエンスストアを設置するなど、庁舎の有効利用に積極的に取り組んでいる。

エ 庁内管理事務

(ア) 庁舎案内及び行催事情報の提供

来庁者に対しては、総合案内センター及び案内コーナーにおいて庁舎案内を行うほか、庁舎見学（団体見学）などの受入れを行っている。

また、総合行事事案内表示板による行催事情報及び都政情報の提供を行うほか、総合案内センター及び案内コーナーにおいて多言語対応の充実を図るなど、来庁者の利便を図っている。

(イ) 施設利用に関する業務

本庁舎の展望室、都民広場及び駐車場の管理並びに運営を行っているほか、各局の展示情報の場として、都政ギャラリーの管理及び運営を行っている。

また、第一本庁舎及び第二本庁舎における会議室の利用調整等を行っている。

オ 本庁舎の保全管理事務

(ア) 保全管理の対象施設

保全管理を行っている施設は、第一本庁舎、第二本庁舎及び都議会議事堂である。

本庁舎の規模・設備一覧は、第41表のとおりである。

なお、飯田橋庁舎の保全管理については、株式会社セントラルプラザに委託している。

(イ) 保全管理の内容

保全管理の主な内容は、次のとおりである。

- ・ 建物の増築、改築、修繕等
- ・ 建物及び構内の清掃、植込地管理、電話交換等
- ・ 電気設備、給水衛生設備、空調設備、昇降機設備、防災設備、電話設備、非常・業務放送設備等の運営、保守、修繕等
- ・ 電気器具の使用承認、間仕切等工事承認

第41表 本庁舎の規模・設備一覧

（令和3年8月1日現在）

| 庁舎名     | 第一本庁舎   | 第二本庁舎  | 都議会議事堂   |
|---------|---|--|--|
| 構造      | 2階以上 鉄骨造<br>1階及び地階 鉄骨鉄筋コンクリート造<br>地下3階 地上48階<br>延床面積 196,755.04㎡<br>高さ 243.4m                       | 2階以上 鉄骨造<br>1階及び地階 鉄骨鉄筋コンクリート造<br>地下3階 地上34階<br>延床面積 139,949.78㎡<br>高さ 163.3m                      | 鉄骨鉄筋コンクリート造一部<br>鉄骨造<br>地下1階 地上7階<br>延床面積 44,986.70㎡<br>高さ 41.1m |
| 電気設備    | 特別高圧電気設備 66kV<br>高圧電気設備<br>非常用発電設備<br>4,000kVA×2台<br>契約電力 6,500kW<br>(第二本庁舎及び都議会議事堂を含む。)            | 高圧電気設備<br>非常用発電設備<br>3,000kVA×1台<br>契約電力 3,000kW<br>(電力の多元化を図るため、地域冷暖房センターから受電)                    | 高圧電気設備<br>非常用発電設備<br>750kVA×1台                                   |
| 給水衛生設備  | 給水設備<br>上水及び中水の2系統<br>上水受水槽 180㎡<br>(有効容量)<br>中水受水槽 460㎡<br>(有効容量)                                  | 給水設備<br>上水及び中水の2系統<br>上水受水槽 180㎡<br>(有効容量)<br>中水受水槽 500㎡<br>(有効容量)                                 | 給水設備<br>上水及び中水の2系統<br>上水受水槽 40㎡<br>(有効容量)<br>中水受水槽 40㎡<br>(有効容量) |
| 空調設備    | 地域冷暖房センターから冷水及び蒸気を受給<br>契約量 冷水 26,697MJ/h<br>蒸気 8.2ton/h<br>自己冷熱源<br>(空冷チリングユニット)<br>冷房能力 248kW×12台 | 地域冷暖房センターから冷水及び蒸気を受給<br>契約量 冷水 22,852MJ/h<br>蒸気 6.6ton/h<br>自己冷熱源<br>(空冷チリングユニット)<br>冷房能力 294kW×6台 | 地域冷暖房センターから冷水及び蒸気を受給<br>契約量 冷水 9,337MJ/h<br>蒸気 4.6ton/h          |
| 昇降機設備   | エレベーター 42基<br>エスカレータ 8基   | エレベーター 33基<br>エスカレータ 4基  | エレベーター 8基<br>エスカレータ 2基   |
| 防災設備    | 自動火災報知設備、屋内消火栓設備、連結送水管設備<br>スプリンクラー設備、泡消火設備、ハロン消火設備 等   |  |  |
| カードゲート  | カードゲート 539台<br>電気錠 631台<br>機械錠 191台<br>自動ドア 17台   | カードゲート 371台<br>電気錠 443台<br>機械錠 114台<br>自動ドア 9台   | カードゲート 157台<br>電気錠 206台<br>機械錠 31台<br>自動ドア 18台                   |
| 文書等搬送設備 | 垂直循環・水平搬送設備搬送重量20kg/トレイ   |  |  |
| 都民広場面積  | 約5,000㎡   |  |  |
| 電話設備    | 交換機 (IP-PBX) 局線 1,175回線 内線 14,132回線 中継台 16台   |  |  |
|         | IP電話 4,775台<br>アナログ電話 1,768台  | IP電話 3,445台<br>アナログ電話 930台   | IP電話 105台<br>アナログ電話 535台   |

|               |                |                       |                |                       |                |                    |
|---------------|----------------|-----------------------|----------------|-----------------------|----------------|--------------------|
| 非常・業務<br>放送設備 | 全館用放送<br>スピーカー | 7,200W、210局<br>2,591個 | 全館用放送<br>スピーカー | 4,680W、150局<br>1,620個 | 全館用放送<br>スピーカー | 1,440W、60局<br>834個 |
|---------------|----------------|-----------------------|----------------|-----------------------|----------------|--------------------|

カ 都庁舎の設備更新等についての取組

都庁舎は、平成3年4月に開庁し、運転状況や部品類の耐用年数等から、設備機器の本格的な更新時期を迎えており、庁舎機能の維持や安全確保のため、平成21年2月に策定した「都庁舎の設備更新等に関する方針」に基づき、計画的な設備更新への取組を進めている。

平成21年6月には、この取組について全庁的な視点で推進していくため、「都庁舎の設備更新等推進会議」を設置し、各局等の理解と協力の下、連携して取り組む体制を整備するとともに、様々な調整等を行っている。

また、東日本大震災後、都民の防災意識の高まりの中で、災害時には、防災拠点としての機能を担う都庁舎の重要性が改めて広く都民に認識された状況を踏まえ、従来からの設備更新への取組に加え、東日本大震災から得た経験や教訓を基に、電力調達方法の見直しや長周期地震動対策などにも対応した新たな設備等の整備を拡充していくこととした（平成25年2月公表「都庁舎改修プロジェクトの取組について」）。

現在、第一本庁舎及び第二本庁舎については、設備更新及び制振装置設置のための工事を平成26年4月から施工しているほか、屋上防水改修工事等の個別工事について、関係各局や受注者等と調整を密に行っている。今後も引き続き工事等を効率的・計画的に実施していく。

都庁舎の設備更新等に関するスケジュールは、第6図のとおりである。

第6図 都庁舎の設備更新等に関するスケジュール

| 工事種別                        |        | 年度   | H21<br>(2009)         | H22<br>(2010) | H23<br>(2011) | H24<br>(2012) | H25<br>(2013) | H26<br>(2014) | H27<br>(2015) | H28<br>(2016) | H29<br>(2017) | H30<br>(2018) | R元<br>(2019) | R2<br>(2020) | R3<br>(2021) | R4<br>(2022) | R5<br>(2023) | R6<br>(2024) |
|-----------------------------|--------|--|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 空調設備<br>電気設備<br>給水衛生設備<br>等 | 第一本庁舎  | 設計等  | 事務室等を順次閉鎖・移転して行う工事    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |              |              |              |              |              |              |
|                             | 第二本庁舎  | 設計等  | 事務室等を順次閉鎖・移転して行う工事    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |              |              |              |              |              |              |
|                             | 都議会議事堂 | 設計等  | 委員会室、控室を順次閉鎖・移転して行う工事 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |              |              |              |              |              |              |
| その他主な工事                     |        | エレベーター設備改修工事・非常用発電設備工事、外部照明器具改修工事、屋上防水改修工事など |                       |               |               |               |               |               |               |               |               |               |              |              |              |              |              |              |

キ 移転調整事務

都庁舎の設備更新等に際しては、執務室等の閉鎖及び移転を必要とする工事を長期間にわたって行うこととなるため、都民サービス等への影響を最小限にとどめる必要がある。

そのため、レイアウトプランの作成など移転計画を策定し、移転関係者とスケジュール調整を行うとともに、什器<sup>じゅう</sup>、書類、IT機器等の移転対象物の把握、移転作業の立会いなど、円滑な移転が可能となるよう総合的な移転管理を行っている。

**(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会競技施設の整備**

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け財務局が整備する競技施設等は、大空間を構成するなど、設計・施工上の技術的難易度が高く、限られたスケジュールの中で確実に整備していかなければならない。また、大会開催後には、施設等の最終的な整備を完了させていく。

**ア 競技施設等の建築工事に係る設計及び工事の監督**

オリンピック・パラリンピック準備局から施行委任を受け、基本設計から実施設計及び工事まで一貫して行う。

**イ 競技施設等の整備に係る技術的支援**

他の局が施行する工事が円滑かつ確実に進められるよう、技術的及び専門的な支援を行う。

**ウ 競技施設等の整備計画等に係る調整**

競技施設等の整備を進めるに当たり、大会時の利用計画及び大会後のレガシーに配慮した施設整備計画等の調整を図る。

**エ 工事予算調書の作成**

オリンピック・パラリンピック準備局が予算要求を行う際に、その資料となる工事予算調書を作成する。